

『平家物語』 当道系本文異同の意味

——『平家物語』成立論のために——

山下 宏 明

一、はじめに

『平家』論の動向として、諸本をめぐり、物語論的観点に立つ方法の考察が見え始めている。わたくしも、この十年ばかり、意図的にこの観点を保って来たのであるが、物語の方法を歴史的に位置付けすることが当然必要である。それは、物語の成立論にかかわる。ところで『平家』成立論の一貫として、いわゆる語り系本文の成立が問われねばならない。

「語り」系本文を、このところ当道系と称することが多い。⁽¹⁾一方の「読み」系を非当道系と呼称するのに対する用語である。「当道」系本文として、現存の十二巻本、特に十四世紀中頃に固定した覚一本を典型として、その周辺の、乃至は形態的にこれに近い諸本文を指して称して来たのであるが、はたしてそれらに「当道」系を限定しうるものかどうか、最近の古態諸本の研究の動向を見る場合、再検討を必要とするであろう。つまり「当道系」「非当道系」の名称区分が、は

たして現存の古態諸本の分類に、どこまで有効であるかということである。しかし、さしあたって、上述の、覚一本に典型が見られる諸本に限定する場合、まず屋代本と覚一本の究明に焦点がしぼられる。これら、いわゆる「語り」本（当道系）の本文が、どのようにして成立したものであるかが問われねばならない。

二、屋代本と覚一本の位置

——高橋説をめぐって——

その際に、まず問題とすべきは、屋代本と覚一本の関係である。両本から想定される本文が、ある時期平行して行われていた可能性がある。それは両本の間形態を有する平松家本・竹柏園本などがわたしの見通しでは、屋代本・覚一本両本文の混態になると考えられるからである。⁽²⁾しかし、他の、これまで非当道系と呼ばれて来た諸本に比べる場合、両本がとにかく近い関係にあることは確かである。これを物語論的に言うならば、一方の本文が、他の一本へと再構成されたということになる。その前後関係は、屋代本から覚一本へか、あるいは

覚一本から屋代本へかのいずれかである。前者の見方に立つのが永積安明氏・渥美かをる氏、それに山下らであり、兵藤裕己氏は、「渥美の系統論を側面からささえていたのが、じつは戦後の石母田正・永積安明らの平家論だった」と言う。後者の見方をするのが高橋貞一氏であり、この点、なお論の決着を見ていないとするむきがあるかも知れない。そこで、まず両本の関係を、屋代本から覚一本へと想定するわたくしの論拠を示しておくべきかと考える。それは、まず高橋氏の説を検討するところから始まる。高橋氏が、屋代本を覚一本よりも下降本であるとする論拠は、屋代本を除くその周辺の諸本、すなわち百二十句本・平松家本・鎌倉本・佐々木本(竹柏園本のこと)に、いずれも覚一本と重なる個所がある。そこから覚一本にもっとも近い百二十句本を最古本とし、もっとも離れる、つまり覚一本から離れる屋代本を下降本とする。その理由は、覚一本からもっとも離れる屋代本が、高橋氏の言う八坂流「乙類本・丁類本の根源になった特色を顕著に現して」いること、覚一本から離れる部分は、屋代本の「脱漏」「省略」で、これが乙類の諸本に影響している、ことに求めるのである。高橋説に対し、旧稿では、高橋氏が、覚一本に近く、もっとも古態とする百二十句本には、本書が古態を継承しつつ、覚一本による重複、前後の撞着が見られるとし、この一種の混態現象が他の平松家本などの読本にも見られるとした。その後の論でも、混態本説を補強するとともに、一方で百二十句本などが室町末期の天草本『平家』の底本になっているらしいこと、この系統の諸本の流布が不思議に北九州の地に偏

っている、という外的状況をも併せ考えた。

ただ、本文批判上、高橋説で一か所、有力な論拠がある。旧稿で論じたところであるが、屋代本は巻二の末尾、成親の死去の後を

若君姫君花ヲ手折り悶伽ヲ結テ父ノ後生ヲ訪給ソ哀ナル時移リ事去テ代ノ替行有様只天人ノ五衰トソ見シ同十二月廿四日替星東方ニ出 噴尤強トモ申ス又替星共申ス天下大ニ乱 国ニ大兵乱起

トモイヘリサル程ニ歳暮ヲ治承モ二季ニ成ニケリ

とし、治承二年の年がわりで閉じる。ところが、続く巻三の目録の冒頭は

一、治承四年正月四日朝覲行幸事

とミセケチを見せ、本文も

平家巻第三

治承四年正月一日院ノ御所ニハ…

と同じミセケチを見せて始まっている。ところが、平松家本は、屋代本と同様に治承二年の年がわりを記した後、屋代本には見られない「徳大寺殿殿島参詣」を記し、その末尾を、

左有程ニ歳暮ヲ治承四年ニ成ニケリ

で結ぶ。そして続く巻三の目録の冒頭を

一 治承四年正月四日朝覲行幸之事

で始める。高橋氏は、この点をとらえ、屋代本のミセケチによる修正以前の誤りを、「此の誤は明らかに徳大寺の記事を省略したことを物語るものではあるまいか」とされる。説得性に富む論拠である。し

かし実は、平松家本は、上述の通り卷三の目録を「治承四年正月四日…」としながら、これを受けるはずの卷三本文の冒頭を

平家巻第三

治承二年正月一日院御所^ニ、拝礼衣^ヲ行……

と始め、それに治承四年は、記事の内容から推して、卷三の冒頭に始まるものではなく、卷三の末から卷四の開巻に置くべき年次で、現に平松家本は、卷三の末尾近く、「小督局之事」の前、「同内府病惱事被^レ寃^ル事」(「城南離宮」)の末尾に「年去歳来^テ治承^ニ四年^ニ成^リニケ^リ矣」と記す。この治承四年年がわりの記事は覚一本にも見えるものである。ちなみに百二十句本は、平松家本同様、卷二の終りに「徳大寺の沙汰」を置くが、平松家本卷二の末に見られる治承四年年がわりの記事は記さない。卷三の冒頭は、屋代本・平松家本同様、治承二年で始める。かくて、平松家本が卷三に「徳大寺殿殿島参詣」を置き、その末尾に治承四年年がわりを記した事に問題があると見るべきであろう。たゞ、屋代本卷三目録、本文各冒頭の、ミセケチ以前の「治承四年正月…」の記事は依然として疑問のまゝに残る。結論的な事は言えないが、少くとも高橋氏は、平松家本の一面を見落して、その推定は必ずしも十全とも言えない。むしろ、平松家本が、屋代本のミセケチ、修正以前の治承四年年がわりの記事に影響され「徳大寺殿殿島参詣」の末尾に加筆したとも考え得る。それに徳大寺の殿島詣の話自体、これをおさめる卷二の目録に立っていないことは、他からの加筆であることを推定させるであろう。

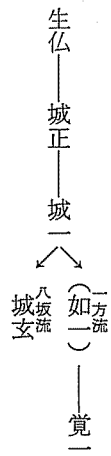
『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

三、屋代本と覚一本の位置

——永積・渥美両氏の説をめぐって——

高橋貞一氏の屋代本・覚一本論を承知の上で、氏とは逆に屋代本から覚一本への展開を論じたのが永積安明氏である。永積氏の場合、その論は、本文批判によるものではない。すなわち、一般に『平家物語』を作品論的に論じる場合、覚一本の系統の十二巻本を以てするのをとらえ、「これらの「覚一本」以下の諸本をよむことから、『平家物語』のなかにふくまれる抒情的な性格を……あの「月見」(五^巻)の段だけを見ても、たとえば、現存の『平家』の伝写本のうち、もともと古いもののひとつである「屋代本」などには、『源氏物語』との直接的な関係を指摘されている、例の源氏優婆塞宮などの、いわゆる「あはれふかい」説話がなく、…(この古本から覚一本、流布本への)転生を、われわれは安易にすべて成長であるとかんがえることができな^い」とするように、屋代本から覚一本への過程に、「原平家」の単純で、しかも緊密な叙事詩的展開を制御する方向へ作用した⁽¹⁰⁾、「それは後退の契機をも、あわせもっているものである⁽¹¹⁾という、氏の叙事詩論に立つ文字批評がある。

一方、兵藤氏によれば永積氏の叙事詩論的観点に立つと言う、渥美かをる氏は、覚一本が屋代本と異なり灌頂巻を特立していることと、『当道要集』などから推定される当道座の系譜、



の、一方・八坂両流の分派の契機を、灌頂巻の特立に求めることを、屋代本先行説の論拠とするものであった。すなわち、渥美氏の諸本論には、当道座をめぐる伝承が大きな意味を有しているのである。

一方、わたくしは、勿論、永積氏の覚一本論を念頭に置きながらも、百二十句本など周辺本文の本文批判と、それら周辺本文の成り立ちが高橋氏や渥美氏の考えるような初期段階には求めがたいとすることがあった。そして、百二十句本などの周辺本文の位置付けに関する限り、渥美氏や山内氏らの、屋代本から覚一本への過渡的本文と見る説と、これらを覚一本以後の下降本と見る山下や千明氏の異論はあるにしても、屋代本と覚一本の成立順序に関しては、高橋氏¹³⁾以外に積極的な反論は無いように思われる。屋代本・覚一本両本文が、時間的に言って、例えば古態の屋代本の本文が、覚一本へと生成をとげ、この間、古態本文が消滅してしまっただとも言えない。両形態の本文が併存した可能性がある。しかし、本文の成立順序から言って、屋代本に見る本文から覚一本に見る本文へと展開したとの仮説を前提としておく。この前提に立つ場合、屋代本から覚一本への展開、本文の異同が、当道系の琵琶法師の語りを主たる契機とすることは動かないであろう。その語りの変化の質を検討することが、語りそのものの実態を明らかにするであろう。そして、この過程の語りが、おそらく屋代本

の成立時の語りや、その成立の事情を探る有力な鍵を提供するだろうと考える。これがわたくしの課題(副題として示す)であり、本稿は、その作業の一部である。

四、『平家物語』と平家琵琶

ここで改めて注意しておきたいことは、屋代本と覚一本とが、同じ当道座内のこととは言いながら、きわめて近い関係にある。言いかえれば両本の間には、土俗的芸能の語り物に見るような本文の動き、異同が無く、固定性が強いという事実である。これから推測するならば、屋代本の本文そのものが、固定性の強いものであったことを思わせる。

口誦による語りは、一回きりのもので、語られる都度、語りの場に依って変化するものである。一回限りの土俗的な語りを文字と全く無縁の世界と見るのは、必ずしも当らない。時に文字の世界を踏まえながら、語り化してゆくこともあるはずである。¹⁴⁾歴代の語り物の実態に、むしろ文字の世界に隣接したものであったと見るべきであろう。

土俗的な一回限りの語りの場合、語りの場にいる聞き手を前提とした、例えば越後の警女唄の

さて、みなさまにも、どなたにも、

あまり長いも座のさわり

これはこの座の段の切れ

などといった、語りかけの形式(同じ形式が説経浄瑠璃・幸若舞曲・絵説などにも見られる)があるが、これが、『平家物語』の場合、いずれの諸本にも見られない。つまり、物語は、土俗的な語り物と異なり、語りの場に開かれていないことに注目したい。この点、さらに検討を要するが、口誦の語りならぬ、書かれた語りといった成立の場を想定すべきであるのかも知れない。⁽¹⁶⁾ 土俗的な口誦の語りである奥州の瞽女唄にあっても、

中村キクノ女は、十三才に笹神村今板の長谷川フクに入門した。

毎年十一月から十二月にかけて、師匠を自宅に迎えて十日ないし二十日足らずのあいだに、終日稽古をつけてもらった。最初は

「葛の葉」を十コトくらいずつ、口うつしに習った。⁽¹⁷⁾

しかも、

ところが実際に語るのを聞いてみると、人によって節まわしは相当の差異があり、詞句にも相違がある。⁽¹⁸⁾

と言う。この師匠からの語りの習得については、名古屋在住の平家琵琶の伝承者の間でも事情は変らない。⁽¹⁹⁾ しかも平家琵琶の場合、瞽女唄とは違って、節まわしや詞句に、各人の間で相違が見られない。江戸期に入って、萩野検校により平家琵琶の、詞章・曲節両面に及ぶ検討がなされ、定本が作られた。それ以前のあり方はあるいは現在の瞽女唄の場合に近いものであったのかも知れない。しかし、それにしても、現存の『平家』諸本には——一方、八坂の両流の別を問わず、開かれた語りかけの形式が見られない——、本文の上でも決定的な異同が

見られないことは確かである。言いかえれば、それほど『平家物語』の、物語としてのあり方は、語り系においても固定性が強いということである。この事情を探ることが、物語成立論の課題となるであろう。

そして、これも見通しにとどまるけれども、音曲としての平家琵琶の成り立ちと関連があるらしい。すなわち平家琵琶の楽器演奏は、絃のおさえ所が、柱と柱の間をおさえる点で盲僧琵琶の系統に属し、間に挿む間撥が、伴奏(並奏)型ならぬ合の手型⁽²⁰⁾を基本とする点でも盲僧琵琶系である。しかも楽器自体は海老尾の形態や絃の数からしても雅楽琵琶系で、曲節も、合の手撥(間奏撥)をも含めて、盲僧琵琶に比べると、口説・初重・中音・三重・拾などの外に指声・折声・歌など変化に富んでいて、雅楽琵琶の伝統を無視しがたい。薦田治子氏の教示によれば、盲僧琵琶の場合、その曲節は、小泉理論に言う律旋法・民謡旋法が大部分で、今様調の都節がきわめてまれであるが、平家琵琶の場合、都節の比重の増大していることも、この雅楽琵琶とのかかわりを示すものではあるまいか。平家琵琶の語りによる語り系の本文が、土俗芸能としての語りに比べて固定性が強いことと、平家琵琶としての成り立ちとは、やはり関連するであろう。

以上を前提に、語り本成立論のための一つの基礎的作業として屋代本と覚一本の本文を比較検討する。まず巻一に限定して、本文異同の性格を徹視的に検討する。その上で作品論にかかわる全巻にわたる出入りや、構成上の異同にも及ぼうと思うが、本稿では、まず本文異同

の検討にとどめざるをえない。

五、屋代本から覚一本への本文異同の意味

上述の通り両本文は、想像以上に近い関係にあり、本文異同が少い。特にいわゆる序章のように、韻文のスタイルを基本とする個所は、異同しないのが一般である。これは、江戸期に固定した形が伝わる平家琵琶の曲節から推定する外ないのだが、中音や初重など、音曲としての色彩の濃いところで、それゆえに固定性を強くしたと言いうべきであろうか。音曲性が稀薄であったならば、さらに本文は大きく流動したのではあるまいか。

屋代本から覚一本の間に起りうる本文異同としては、次の三つの場合が想定できる。すなわち

- (A) 削除、短縮。
- (B) 加筆。
- (C) 改編

の三つの場合である。以下、この順序に従って、事例を揚げ、それらの異同が意味するところを付言する。

(A) 削除、短縮

前後から判断して、省略しても文意が明瞭である場合、省略が見られる。

- (1) 主語乃至はそれに類する語の削除。

(1) 此桜サイテ七ケ日ニ散テ悲シ中納言天照御神ニ祈申サセ給ケレハ

桜は咲いて七箇日に散るを余波を惜しみ天照御神に祈り申されければ(吾身栄花)

前後から主語が中納言成範であることは容易に理解できる。

(2) 大宮猶御返事モ無ッケリ其比。大宮何トナキ御手習ノ次ニカウソ、思ッ召ッソケル

御返事もなかりけり大宮其比なにとなき御手習の次に(二代作)屋代本での主語「大宮」が重複する。覚一本に見る通り、一語で文意は通じる。

(3) 東山鹿ノ谷ト云所ハ俊寛僧都ノ領也後ハ三井寺ニツムヒテユムシキ城墩也爰ヲ誘テ平家ヲ討テ引籠メ支度ニシテ俊寛僧都ノ山庄ニ寄合々、ハカリ申謀ヲソ廻シケル

東山の麓鹿の谷と云ふ所はうしろは三井寺につづいてゆゆしき城墩にてぞありける俊寛僧都の山庄ありかれに常は寄りあひ寄りあひ平家ほろぼさむずるはかりことをぞ廻しける(鹿谷)

屋代本では「俊寛僧都」が重なる。しかも俊寛の「領」としての鹿谷と、その山庄との関係が不明確である。覚一本では「かれ」の語が先行する叙述を受けて後へつないでゆくため文意が明確である。

屋代本のくどさを未熟な説話体とするならば、覚一本は文章表現としての整序性を増していると言えよう。

(4) 師経乱入シテ寺僧共追上ニモアビ雑人共ヲ、馬アラハセ

- ⑨ 乱入しておひあげわが身あび雑人どもおろし馬あらはせなごし
けり(鵜川軍)
- (5) 目代イト、忿法任_ニ程_ニ其儀_ニ成リケレハ寺僧共弓箭杖ヲ帶_テ
戦_フ
- ⑩ 其後は互に弓箭兵仗を帯して射あひきりあひ数剋たたかふ(同)
- (6) 当国ノ在_リ庁官人数千人引率_シ目代_ヲ宇河_ニ推寄_ス
- ⑪ 其後当国の在庁ども催しあつめ其勢一千余騎鵜川におし寄せて
(同)
- (7) 白山_ト申_ハ山門_ノ末寺成_レハ山門_ニ訴_ヒテ白山_ノ神興_ヲ捧_テ奉_テ責登_ル
- ⑫ さらば山門へうったへんとて白山中宮の神興を責り奉り比叡山へ
ふりあげ奉る(同)
- (4) 以下は、いづれも「鵜川軍」の合戦談の一部であり、屋代本のくどさ
に比べて覚一本は簡潔であるとともにリズムをさええ付加している。
- (8) 一筆書_テ大衆_ノ中_ニ被_レ出_{ケル}大衆_{是_ヲ披_テ見_ル}
- ⑬ 一筆書いて大衆の中へつかはす是をひらいてみれば(内裏炎上)
覚一本は、文脈の中で「是をひらいて」の主語を自明のこととして
省略している。
- (2) 動詞などを含む述語部分の削除。
- (9) 兼_ハ又郎従主_ト恥_ス、カント思_フ潜_ニ参候_ノ条且_ハ武士_ノ郎等_ノ習_{ナリ}
- ⑭ 兼ねては又郎従小庭に祇候の条且つうは武士の郎等のならひなり
(殿上闇討)

『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

- 屋代本に見る家貞の意図は、すでに家貞の行動を語ったところで明
らかである。それに覚一本は短文化する結果、家貞の行動そのもの
の語りようが直接的となり、その決意を示す。
- (10) 白河殿_ト申_{ケル}世_ニ重_キ人_ニ御座_{ケリ}
- ⑯ 白河殿とて重き人にてましましけり(吾身栄花)
- 屋代本の二文構成(一種の複文構成)を覚一本は単文にしたもの
で、しかも文意が平明。
- (11) 平治_ニ義朝討_レ後_ハ末々_ノ源氏_{少々}有_シカ共_ハ被_レ流_ル或_ハ被_レ誅_ス
- ⑰ 平治に義朝誅せられて後はすまぐの源氏ども或は流され或はう
しなはれ(二代后)
- 複文を単文化したものの。
- (12) 先帝_ノ昔_ノ恋_シ思_召レケム御涙_ヲ押_ハサセ給_テ
- ⑱ 先帝のむかしもや御恋しくおぼしめされけむ(二代后)
- 主人公の行動をおさえる。説話的言説を避けるものか。
- (13) 法王_{是_ヲ御覽_セラレハ如何_ニ仰_ラレケル時}
- ⑲ 法皇あれはいかにと仰せければ(鹿谷)
- 屋代本の「是」が指す、瓶子を引き倒したことが先行する。文意が
明らかであることから覚一本は削除した。
- (14) 山門_ノ上綱_等捧_テ奏_状国司_{師高}被_レ処_ニ流罪_ニ目代_{師経}可_レ被_ニ禁獄_ニ
之由奏聞_ス
- ⑳ 山門の大衆国司加賀守師高を流罪に処せられ目代近藤判官師経を
禁獄せらるべき由奏聞す(願立)

寛一本は、「奏聞す」の語に「捧_レ奏状_ヲ」の行動を語り含むと見る。

(15) ① 大衆無勢_{タルニシテ} 縫殿陣_ニ 御興_ヲ 向奉_ル 既_ニ 押_シ 入_ラ ヲシト_ル 間

② 大衆無勢たるによって北の門縫殿の陣より神興をいれ奉らむとす

(御興振)

(10) 同様、二文を単文化したものの。結果的に文章の息が長くなる。説話的文体からの離脱を示すものだろう。

(3) 修飾的語句、目的語などの削除。

(16) ① 主上猶_レ 叡感_ノ 余_ニ タエス内ノ昇殿ヲ許_ス

② 上皇御感のあまりに内の昇殿をゆるさる(殿上闡討)

「猶」「タエス」の削除により、文の単純化をはかるとともに行動主体の動きの語り方が後退する。なお、得長寿院供養の儀を両本ともに天承元年(一一三二)とするが当時、鳥羽は院で、「主上」(天皇)ではない。寛一本は考証により改めたものであろう。この種の改篇については後にも指摘する。

(17) ① アシキ様 申_ス 者アレハ一人聞出_テ 程_{コソ} アレ 三百人_ニ 触_マ ハン

② おのづから平家の事あしざまに申す者あれば一人聞き出さぬほどこそありけれ余党に触れ廻して(禿髪)

寛一本は、「三百人」を「余党」に改めている。実は「三百人」は、この前「十四五之童部ヲ三百人ソロエテ」とあり、禿髪を指す。寛一本は、その重複を避けて簡略化する。

(18) ① 是ハ花山院殿_ノ 御台盤所_ニ 親_レ ケレハニヤ上藤女房_ニ 廊_ヲ 御方_ト 申_ケ

ル

② 是は花山院殿に上藤女房にて廊の御方とぞ申しける。(吾身栄花)

屋代本の「御台盤所」は、この前、娘を列挙する冒頭にすでに「花山院左大臣殿ノ御台盤所」に成ったとあり、記事として重複する。寛一本は、その重複を避けるものであろう。

(19) ① (高倉帝の) 国母建春門院_ニ 平家_ヲ 御坐_テ (これは) 入道相国ノ北_ノ 方二位殿(はこの) 女院ノ御姉也

② 御母儀建春門院と申すは平家の一門にてましますうへとりわき入道相国の北の方二位殿の御妹なり(東宮立)

屋代本の()内は、文意を明らかにするためにわたくしが補ったものである。寛一本は二文を二文化するとともに、「女院」の語を削除することで文脈を単純化し明快にした。補足を必要とする屋代本のねじれを正している。

(20) ① 其恩_ヲ 忘_テ 此_一 門_ヲ 可_レ 滅_之 由_無 外人_ニ 所_ニ サルヘキ者其語_ヲ イテ其_ノ 營_ノ 外_ハ 他事_モ ナシ

② 其恩を忘れて外人もなき所に兵具をととのへ軍兵をかたらひおき其營の外は他事なし(鹿谷)

屋代本の「其營」が「此一門ヲ可レ滅」を指すのか、「語ヲイテ」を指すのか不明確である。寛一本は修飾句を削除することにより「其營」を軍兵をかたらひおくことに限定し、行動の主、成親の行動を明確にする。

(21) ① 宇川_ト 申_ハ 白山_ノ 末寺_成 ケレハ白山_ニ 訴_{ント} テセメ登_ル

② 鵜河と云ふは白山の末寺なり此事うったへとてすすむ老僧誰々ぞ

(鵜川軍)

覚一本末尾の、語り手のこの場に同化する「すすむ老僧誰々ぞ」の如き表現については後述する。ここでも屋代本には、「白山」の語が短文中に二か所現れるが、覚一本はその重複を避けている。

(22) ①山門_ニ客人_ト申_ハ白山_ノ妙理_ノ権現_ノ御事_{ナリ}

②客人と申すは白山妙理権現にておはします (願立)

「客人の宮」が日吉山王七社の一つであることを自明のこととする
覚一本は、「山門」の限定を削除する。

(23) ①山門_ノ上綱_等子細_{門徒}大衆_ニ触_レ

②山門の上綱等子細を衆徒にふれむとて (内裏炎上)

「山門の」と限定があるところから、覚一本は「門徒」の修飾語を削除する。

(4) 人名など記録的記述の削除。

(24) ①其子鎮守府_ノ將軍良望_後常陸_ノ大掾_{國香}改_レ

②其子鎮守府將軍義茂_後には國香とあらたむ (祇園精舎)

諸本の間で異同が少い序章であるが、覚一本は高望から國香への改名に焦点を絞るため官名を削除。記録としての官名よりも人名に言説を絞ったもの。

(25) ①昔_シ奈良_ノ御門_ノ御時_ニ太平_二季_一庚午_ノ歲_朝家_ニ大將_ヲ被_レ置_レ始_シ參議_民

部_卿藤原_ノ房前_ヲ以_テ中衛_ノ大將_ト稱_シ徳_天皇_天平_神護_元季_乙巳_ノ歲_非參議_從三位_{藤原}藏_下丸_ヲ以_テ近衛_ノ大將_ト中衛_{近衛}有_シ平城_天皇

『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

大同二季_丁亥_ノ歲_四月_廿二_日近衛_ヲ改_テ左_近府_ト中衛_ヲ改_テ右_近府_ト
右_{大臣}正_{三位}藤原_ノ内_{麻呂}以_テ左_近衛_ノ大將_ト元_ノ近衛_ノ大將_也中
納言_{坂上}田村_丸以_テ右_近衛_ノ大將_トス_元中衛_{大將}ヲ_サレ_トモ_兄
弟_{左右}相_並事_ハ僅_ニ三_四ケ_度也

①昔奈良の御門の御時神龜五年朝家に中衛の大將をはじめおかれ大同四年に中衛を近衛と改められしよりこのかた兄弟左右に相並ぶ事纔かに三四箇度也 (吾身榮花)

左右の近衛大將に兄弟が並ぶ例が三、四か度であることを言うために、屋代本は近衛大將の官の由来を語る。衛府の由来については、大宝令に衛門・左右衛士・左右兵衛をおく。神龜五年、中衛府を加える。天平宝字三年、授刀衛を加える。天平神護元年、外衛府を加え、授刀衛を近衛府に改める。宝龜三年、外衛府を廃止。大同二年、近衛・中衛を左右近衛と改める。大同三年、衛門府を廃止し左右衛士府に併せ、弘仁二年、左右衛士を左右衛門と改編、かくて左右近衛・左右衛門・左右兵衛の六府として固定した。この経過に照らして見る場合、屋代本の語る所を正確とは言えないが、覚一本は、一部考証再検討を加えつつ、神龜五年の中衛府設置と大同二年(四年)は誤り)の近衛への統一に絞って、その間の経過を削除した。ちなみに、いわゆる非当道系の四部本、延慶本も、覚一本と大異が無い。

(26) ①皇_大后_宮申_ス大_炊御門_ノ右_{大臣}公能_ノ御娘_{ナリ}久_寿秋_ノ比_先帝_ニ送_レ奉_レ給_テ

◎太皇太后宮と申ししは大炊御門の右大臣公能公の御娘なり先帝におくれ奉らせ給ひて後は(二代后)

覚一本は、堀川帝崩御の久寿二年の年号を削除し、登場人物の動きに言説を絞る。

(27) ◎一番 聖武皇帝ノ御願可レ^{アツク}誦^{ナケ}寺無^レ東大寺ノ額ヲ打ッ次ニ淡海公ノ御願ト^ト興福寺ノ額ヲ打北京^{ヨリ}又興福寺ニ向テ延曆寺ノ額ヲ打次ニ天武天皇ノ御願教^ヲ待^テ和尚智証大師ノ草創^ト園城寺ノ額ヲ打其後^ニ末寺々々ノ額ヲ打並^テ

◎まづ聖武天皇の御願あらそふべき寺なければ東大寺の額をうつ次に淡海公の御願とて興福寺の額をうつ北京には興福寺にむかへて延曆寺の額をうつ次に天武天皇の御願教待和尚智証大師の草創とて園城寺の額をうつ(額打論)

額打の順序、特に東大寺・興福寺・延曆寺・園城寺、すなわち北京・南都の各二大寺の中、延曆寺が規定の順序を破ることを語るのが物語の主題である。そのために四大寺に続く末寺の額打を削除するが覚一本である。

(28) ◎明^レ改元有^テ仁安ト号^ス今^ノ季^ハ大嘗会有^ルヘシトテ天下^ニ其^ノ營^ミミナリ

同十月八日去^リ季^ニ親王ノ宣旨

◎あくれば改元あつて仁安と号す同年の十月八日去年親王の宣旨(東宮立)

この前、永万元年(一一六五)六月に新帝六条天皇の即位があり、手順としては同年の中に大嘗会が行われるべきであったが、間もな

く、二条上皇が崩御したため、大嘗会は流れた。当然その翌年の仁安元年(一一六六)には、その営みがあるはず。覚一本は、平家一門の栄花を集中的に語るために、話題を建春門院腹の皇子(後の高倉帝)の立太子に絞る。そのため大嘗会の計画の儀を削除したものである。

(29) ◎廿一日^ニ成^ル中ノ御門猪熊堀川ノ辺^ニ引^テ殿下ノ御出^ヲイマヤマ

々ト奉^リ待懸^テ殿下^ニ此ノ事^ヲ夢^ニ不^レ被^レ知^リ召^ス主上御元服ノ御元服ノ御加冠^ヲ御為^シ暫^ク御朝祿^ニ渡^セ給^ヘキニテ常ノ御出^{ヨリ}モ引^キ刷^ル給^フ今^ノ度^ハ待賢門^{ヨリ}入^リ御可^レ成^ル中御門^ヲ西^ニ御出^{アル}兵共^中ノ御門堀川^ニ奉^テ待請^ニ中^ニ取籠^ル

◎殿下是をば夢にもしろしめさず主上明年御元服御加冠拜官の御さだめの為に御直廬に暫く御座あるべきにて常の御出よりもひきつくるはせ給ひ今度は待賢門より入御あるべきにて中御門を西へ御出なる諸熊堀河の辺に六波羅の兵どもひた甲三百余騎待うけ奉り殿下を中にとり籠め参らせて(殿下乗合)

屋代本の場合、平家の軍の待機する場所を二か所に語る。それは視点点が、前半では平家の側にあり、後半では殿下の方にあるからである。しかも「中御門」の限定を加えている。この間、二つの視点による語りには、時間的には重なりがある。これが覚一本では視点を殿下に固定するため、場所の指示も一か所に限られる。しかも「中御門を西へ御出なる」とある文脈から、屋代本に見るような「中御門」の限定を必要としない。視点を殿下に絞ることで、語り手の殿

下への同氏の姿勢が見られる。

(30) 其後、殿下、御行辺、奉知、タル物、無ケル処、御車副、因幡、サイツカヒ鳥羽、国久丸

御車ぞひには因幡のさい使鳥羽の国久丸(同前)

屋代本の場合、前項(29)同様に視点が俯瞰的位置に超越している。そのため状況を広くとらえざるをえない。この点、覚一本では視点を殿下に絞るため、屋代本に見るような状況を語ることがを必要としない。

(31) 法勝寺、執行、俊寛サテ其、イカ、可仕、申せ、ハ左衛門入道西光、参頸、取ルニ、不、如、申

俊寛僧都さてそれをばいか仕らむずると申されければ西光法師頸をとるにしかじとて(鹿谷)

覚一本は、俊寛・西光の官名を削除する。

(32) 山上落中ヲシナヘテ常葉ナル山ノ梢、皆白妙ニ成ニケル山門ノ大衆東坂本、フリ下テ神輿ヲ拜、奉、神輿ヲ、客人社、奉、入

山上落中おしなべて常葉の山の梢まで皆白妙になりけり(鶴川軍)神輿をば客人の宮へいれ奉る(願立)

覚一本は視点を神輿の動きに絞るため、経過としては語るべき大衆の動きを削除する。

(5) 重複的記述の削除

(33) 諸ノ女房達此ノ扇ヲ取テ是ハ何、月影ソヤ

『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

かたへの女房たちははいづくよりの月影ぞや(鱸)

「此、扇」「是」の重複を避け、結果的に口調をも整えている。

(34) 昔、金若、書、遠山ノ月、有、故院ノ末、幼主、御座、当初何トナキ御手、在明ノ月、出タルヲ書、陰、ラカサセ坐々ケルカ

むかし金岡がかきたりし遠山の在明の月もありとかや故院のいまだ幼主にてましましけるそのかみなとなき御手まさぐりの次にかきくもらかさせ給ひしが(二代后)

屋代本では金若(金岡)の誤りか)の描いた「遠山ノ月」とは別に、故院の手でよごした「在明ノ月」があることになり、「月」の絵が重なる。覚一本はこれを「遠山の在明の月」に一本化する。

(35) サレ共人ノ心ヲ習ナレハ猶アキタラス思、平家ノ一門ノ国ノ庄ノ多ク塞置事ヲ目醒ノ思

されども人の心のならひなれば猶あきたらで(殿下乗合)

屋代本は、人の心を一般論として批評するとともに重ねて平家一門への人々の猜みをも重ねる。覚一本では、この後、殿下乗合事件をめぐって(語り手が)平家の専横への怒りを吐露するため、屋代本に見るような一般論としての人々の猜みを削除する。

(36) 瓶子ノ頸ヲ取テ入ニケル土ノ穴、堀云事タニモ漏聞ユ也返々モ浅猿事共也静憲法印アマリノ浅猿サニツヤ々ニ物不レ被レ申

瓶子のくびをとってぞ入りける静憲法印あまりのあさましさにつやつや物も申されず(鹿谷)

覚一本は、「浅猿」の語の重複を嫌って、警世風の言説を削除したものである。

(37) 皇居閑院殿ニテ坐ケレハ御興^ニ閑院殿^ニ向奉^ル源平両家^ノ大将軍臨^レ時^ニ勅^テ承^テ大衆^ヲ防^フ

是によつて源平両家の大将軍四方の陣頭をかためて大衆ふせくべき由せ下さる(御興振)

『玉葉』の安元三年四月十五日の条に「経盛卿及左少弁兼光等、為守護内侍所^ニ祇候閑院ニ云々」同四月二十八日の条に「京中人屋多以焼亡^レ已^レ、及^ニ内裏^ニ閑院云々」とあり、当時の内裏は、二条南、西洞院西の閑院殿であった。神興と防禦軍の激突を語る覚一本は、「閑院殿」の重複を嫌うとともに、その場所の特定をも削除した。前項(4)の記録性の削除にも重なる削除である。後述の(66)をも参照。

(6) 露骨な表現の削除

(38) 二代后^ニで、二条帝の意向による、元近衛帝の后、公能の娘の再度入内をめぐつて、「公卿僉議有各^ノ意見^ヲ被^レ申^ス」として、則天皇后が太宗・高宗両帝の后に立った先例を引き、この中国の例が「二化^ノ御宇」と評価される、執政のための入内、つまり「是、異国^ノ先規^ニ上別段^ノ之事」であったのに、この二条帝の場合には、そのような見識があつての上でないことを言つて批判する。覚一本は、則天皇后の先例を「震旦の則天皇后は唐の太宗の后高宗皇帝の継母なり太宗崩御の後高宗の后にたち給へる事あり是は

異朝の先規たる上別段の事なり」とするのみで、「別段」とする実態を語らない。そのために二条帝への批判の色を稀薄にするこ
とになる。

(39) 二条帝に対する二代后(多子)の応待のあり方について、「殊更

色有^ル御衣^ヲ不^レ被^レ召^テ白^キ御衣^ヲ召^レケル」という。入内の儀の装束は、例えば寛治五年十月十九日の堀河天皇への三品篤子内親王の入内について、『中右記』は、「今夜女御御装束、裏濃蘇芳御衣五、濃御単、同御袴、同打衣上着、梅花五重上著、黄菊五重小打著、赤色五重唐衣、白羅御装也」とあるのに比べれば、この大宮(多子)の「物憂^キ」思いによる態度は露骨である。これが覚一本では、「大宮物うき御いでたちなればとみにも奉らずはるか夜もふけさ夜もなかばになつて後御車にたすけ乗せられ給ひけり」と和らげられる。

(7) 短文化

(40) ト申^テタリケレハ御感^ニアテ臆^リ此歌^ヲ金葉集^ニ被^レ入^{ケル}

と申たりければ御感ありけり此歌は金葉集にぞ入れらける(鱸)屋代本の場合、鳥羽院の忠盛の詠に対する態度は、院の御感があつたことと、さればこそ金葉集に入れられたことの二項に分化する。覚一本の場合、鳥羽院の「明石の浦はいかに」との問いに対する忠盛の応じようを主題とするが、院の御感あつたことで一応話は完結する。金葉集への入集はその補足としての後日談を先説するものと

言える。

(41) 鳥羽院五歳近衛院三歳是^レイツシカ成^ト人申^セ彼^ハ二歳成^セ給^フ

鳥羽院近衛院三歳にて踐祚あり二かれをこそいつしかなりと申しに是は二歳にならせ給ふ(額打論)

二条帝の後を追って二歳の幼さで踐祚する六条帝を早すぎると批判するところ。屋代本の「是」は鳥羽・近衛を受ける。語り手の視点がこの二帝にあることから、今話題の六条については距離をおいた遠称の「彼」で受けることになり文脈の理解に円滑を欠く。覚一本は、視点を、この段の主題である六条の踐祚にすえることから「彼」「是」の指示語をとりかえる。この間の文脈を明確にするために、一文であった文を短文二つに分割している。言説の視点の設定のし方が、文の長さをも左右する。

(42) 或夜 法王 御幸 二其ノ夜ノ御酒宴ニ法王御共ニ候ヘケル静憲法印ヲ召^テ此ノ由御合^セケル法印大驚^キ可有^レ候^ハ人既^ニアマタ承^リ候^ヌ

或時法皇も御幸なる二故少納言入道信西が子息静憲法印御供仕る二其夜の酒宴に此由を静憲法印に仰せあはせられければあなさまし人あまた承り候ひぬ(鹿谷)

「此由」とは、平家討伐の企てを指す。屋代本は、一文の中に、「法王」「法印」が二度見える。覚一本は、それを二文(全体で三文)に分割する。屋代本では「其ノ夜ノ御酒宴」が「いづれにかかるのか」があいまいで、「其ノ夜ノ御酒宴ニ法王御共ニ候ヘケル」全体が静憲を

『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

修飾すると見ることも可能である。いづれにしろ屋代本は一文の中に複文を含み込むことになり、文脈がいささか把握しにくい。覚一本は、短文に分化することにより文意を平明化している。

○小まとめ

以上、屋代本から覚一本への展開の過程で削除・短縮により、

(i) 考証により校訂を加えながら、全般に官名を省略するなど記録性を後退させている。

(ii) 露骨な論評を避けながら、平家の専横に対する批判性を増す。

(iii) 主語や修飾語を明確化し、短文化することにより文章を平明にしている。

(iv) 視点を一本化し、語り手の人物への同化、主題への集約化を進めている。

などが見られる。これらの現象は、説話性の後退が見られるように、説話としてのスタイルよりも、文章表現としての整序化を進めるものだろう。屋代本が記録性や、文章としての整序性に欠けながら、それなりに説話性を保有したのに対し、覚一本は、人物への同化や主題の明確化を進めながら、その表現は、説話性の中に有していた口承性からは遠ざかろうとしていると見るべきであろう。これを逆に屋代本の側に即して言うならば、記録としてのスタイルの中に、説話性は保有していると言える。この内容、表現両面の変容が何を意味するかは、なお、稿を逐って考えることにする。

(B) 加筆

前節に述べたところとは逆に、覚一本の加筆している個所がある。
すなわち

(1) 行動主体の明示

(43) 御身ノ恐有マシキ候トテ被立ケレハアハレ重盛ハニ、シウ大様な
ル物哉トソ宣ケル

◎御身の恐候まじとてたたれければ重盛卿はゆゆしく大様なるもの
かなとぞ父の卿も宣ひける(清水寺炎上)

屋代本では、「宣ケル」の主語が数行後を見なければわからないが、
覚一本は、これが清盛であることを細かく指示している。

(44) 入道殿ノ仰外ハ怖シキ事ナシト思タル者共六十余人召寄せ給テ

◎入道殿の仰せより外は又おそろしき事なしと思ふ者ども難波瀬尾
をはじめとして都合六十余人召し寄せ(殿下乗合)

覚一本は、この後の殿下に対する蛮行の主を明示、清盛の殿下に対
する報復行為を始めて具体的に語る。それは、清盛の怒りを清盛に
視点をすえて語る言説である。

(45) スベテ此大納言ハ何事ニ付テモ、シキ人トシテ世ヲ誉メ給ヒケル

◎されば此大将をば君も臣も御感ありけるとぞきこえし

屋代本の「世ニシテ、覚一本の「とぞきこえし」のいづれも間接判断表
現で重盛を評している点で説話の文体をそなえている。しかし覚一
本は、その主体を「世」から「君も臣も」に改める。それは、重盛

の行動が、まさに「君」のためであったことを考慮し、君や、その
側近としての「臣」が、この重盛の志に答えたということを示す。
つまり語り手は、登場人物の重盛に一步同化の姿勢を深めたと言
べきであろう。

(46) 源氏ハ大内守護ノ右京大夫頼政三百余騎ニ二条面縫殿ノ陣ヲ固
ケル

◎源氏には大内守護の源三位頼政卿渡辺の省授をむねとして其勢
纒かに三百余騎北の門縫殿の陣をかため給ふ(御興振)

(37) 項に指摘したように、当時の里内裏は二条南、西洞院西の閑院殿
であったから屋代本がその北面の「二条面」とするのは正しい。覚
一本は、閑院殿との特定に欠ける。しかしこの後、以仁王をかた
らつての反平氏の謀叛に登場する頼政一門の名をつらねるが、それは
頼政の行動への語り手の思い入れを示すものである。頼政の名にあ
えて「卿」の敬称を付し、「かため給ふ」の敬語を使ったのも、こ
の語り手の思い入れを示すものである。

(47) 又去十三日神輿射奉所ノ武士六人禁獄ニ是ハ小松殿家人也

◎又去る十三日神輿射奉し武士六人獄定せらる左衛門尉藤原正純

右衛門尉正季左衛門尉大江家兼右衛門尉同家国左兵衛尉清原康家
右兵衛尉同康友是等は皆小松殿の侍なり(内裏炎上)

神輿を射た主を明示し「是等は皆…」と収斂する。名を列挙するこ
とにより、行動主体が重盛の家来であったことを情意的に語るこ
とになる。言い換えれば、重盛の当局に対する対応のし方に情意をこ

めて語ることである。この前の、巧みに衆徒の矛先をかわした頼政の処世法と対比することになる。このように重盛を共感的に語る
ことが、巻二以後の、重盛の院への忠誠、ひいては父清盛に対する
孝子としての態度をも必然のものとすることは、小松殿の家来
が関与したことを明かす点において屋代本と覚一本との間に違いは
無いけれども、語り手の、重盛を語る言説に質的な変化（同化の深
化）があるわけである。

(2) 人名呼称、そのあり方の加筆

(48) ④間近ハ入道前、大政大臣平、朝臣清盛公ト申人、有様ヲ伝、承ルコソ心
詞ヲヨハレネ

④まぢかくは六波羅の入道前太政大臣平朝臣清盛公と申しし人の有
様伝へ承るこそ心も詞も及ばれね（祇園精舎）

異同のきわめて少い序章において微妙な違いを示す。「申（ス）」を
「申しし」とすることで話題を対象化する姿勢が見えるし、通称「六
波羅の」を冠することでも、語りが伝承性を増している。この点、
屋代本の場合、いまだ十分に伝承のスタイルを確立していない。

(49) ④平家一家之公達ト云ツレハ花族ニ英雄対面並肩人ッナキ

④六波羅殿の御一家の君達といひてんしかば花族も英雄も面をむか
へ肩をならぶる人なし（禿髮）

前項(48)と同じことが言える。

(50) ④左衛門入道西光ヲ申ケルハ

『平家物語』当道系本文異同の意味（山下）

④院中のきり者に西光法師といふ者あり境節御前ちかう候ひけるが
（清水寺炎上）

ここにも西光に対する世の評を含み込む、語りの姿勢が「といふ者
あり」と対象化する。

(51) ④国母建春門院平家御坐ス

④御母儀建春門院と申すは平家の一門にてましますうへ（東宮立）

(52) ④平大納言時忠ノ卿女院ノ御セウトナレハ

④平大納言時忠卿と申すも女院の御兄なれば（同前）

(51) とともに「と申す」に、語り手の平家一門への対応のあり方を示
す。(50) 同様、対象化のスタイルである。

(3) 場所を明示するための加筆

(53) ④南北両京ノ大衆悉ク供奉我々寺々額ヲ打事有ケリ

④南北二京の大衆ことごとく供奉して御墓所のめぐりにわが寺々の
額をうつ事あり（額打論）

覚一本は、掲出本文の直前に「一天の君崩御なつて後御墓所へわた
し奉る時の作法は」とあり、類似の本文が屋代本にも見られる。屋
代本の場合、あるいは先行する本文で意が足りると思つたのかも知
れないが、文意は必ずしも明快とは言えない。覚一本はこの点を考
慮し加筆したものであろう。「御墓所」の記述に関する限り、一見、
重複に見えるが、前節の「重複」とは事情が異なる。

(4) 登場人物の行動などを具体的に描く

(54) ①我身ノ栄花ヲ極ルノミナラス嫡子重盛内大臣左大将

②吾身の栄花を極むるのみならず一門共に繁昌して嫡子重盛内大臣の左大将(吾身栄花)

清盛のみならず、一門が栄花をきわめることを明確に語る。一門栄花を語る言説である。

(55) ①南都憤^{イキト、イケンナリ}山階寺ノ内西金堂ヲ衆観音房勢至房トテ二人

②南都の大衆とやせましかうやせましと僉議するところに興福寺の西金堂衆観音房勢至房とて(額打論)

現場を再現することは、語り手がその場に同化することである。客観的な文体から、その場を自らのものとする語りへの転換を示す加筆である。いな、「加筆」とするのは当るまい。語りの姿勢、あり方を示す表現、再構成である。

(56) ①ツト走り出テ延曆寺ノ額ヲ切テ落

②ツツと走り出で延曆寺の額をきっておとし散々にうちわり(同前)前項(55)に続く本文である。観音房・勢至房二人の行動を重ねる。「散々に」の連用修飾語は、語り手の二人の行動への同化の姿勢を示すもの。

(57) ①其後御車ノ物見打破^テ簾カナクリ落

②其後は御車の内へも弓のはずつきいれな^ンどしてすだれかなぐりおとし(殿下乗合)

摂政基房に対する、清盛の指示による報復行為を覚一本は、より具

体的に再構成する。それは、語り手の、行動の主、難波・瀬尾さらにはその背後にある清盛の思いに即しての語りである。

(58) ①穩便^{ウンベン}政^{シヨウ}行^{コウ}フヘキ 国司師高ガ弟近藤判官師経目代ニテ同二年夏、比加賀国ニ下着、始

②穩便の政をおこなふべかりしがかく心のままにふるまひしほどに同二年夏の比国司師高が弟近藤判官師経加賀の目代に補せらるる目代下着のはじめ(鵜川軍)

国司・目代に補せられた師高・師経の行動を一層強調して語る。それは「穩便の政をおこなふべかりしが」の逆接表現がもの語る通り、語り手の師高兄弟の所行を非難する思いの言説である。やはり話題への語り手の同化を示すものである。

(5) 修飾語などの加筆

(59) ①火ノホノクラキ方ニ向テ此刀ヲ拔出

②火のほのぐらき方にむかつてやはら此刀をぬき出し(殿上圍討)忠盛が陰湿な殿上人を逆におどそうとする、その思いを「やはら」の語により表現する。語り手の忠盛への同化を示す語である。

(60) ①郎従小庭ニ程候^ニ事忠盛覺悟不仕

②郎従小庭に抵候の由全く覚悟仕らず(同前)郎従家貞への信頼感に支えられた忠盛の開き直った思いを、この「全く」の一語に託している。直接話法を介して語り手の思いを表現した言説である。

(61) 山門、大衆既ニ下落^{スト}申^{ホト}コソ有ケレ武士檢非違使西坂本^ハ馳^ムムカ

テ

◎山門の大衆緩^{みだた}しう下落すと聞えしかば武士檢非違使西坂本に馳せ向つて(清水寺炎上)

(6) 話材に人々が参加し、語りの場の拡大をはかる。

(62) ◎平大納言時忠ノ卿ノ宣^キケルハ此一門ニアラサル人^ハ皆^ハ人非人ナルヘシトソ宣ケル

◎平大納言時忠卿の宣ひけるは此一門にあらざらむ人は皆人非人なるべしぞ宣ひけるかかりしかばいかなる人も相構へて其ゆかりにむすぼほれむとぞしける衣文のかきやう烏帽子のためやうよりはじめて何事も六波羅様といひてげれば一天四海の人皆是をまな

刈(禿髮)

時忠のことはをめぐる平家一門の栄花について、世評、世の受けとめようを込めて語る。語り手の警世風の姿勢は、世の受けとめようからは一歩離れたところにあるもので、軍記物語共通の批判性を示すもの。それはこの本文の直後の「又いかなる賢王聖主の御政も撰政関白の御成敗も世にあまされたるいたづら者などの人の聞かぬ所にてなとなうそしり傾け申す事は常の習なれども」にも一貫している。この中、「世にあまされたる」の評語は、ほぼ同文のもので、屋代本にも見える。つまり古態本文から一貫して見られるもので、覚一本はそれをさらに拡大したものとと言えるだろう。

『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

(63) ◎其夜八王子ノ御殿^{ヨリ}鑄^リ音イテ、王城ヲ指^リ行^ク大衆ノ夢ニ見タリケル

◎其夜不思議の事あり八王子の御殿より鑄箭の声いでて王城をさしてなつてゆくとぞ人の夢にはみたりける(願立)

事件当事者である「大衆」を「人」一般に拡大抽象化することにより、語りの場を拡げている。

(64) ◎靈神怒^{イカリ}ヲナセハ災害衢^{ウチ}ニミット云ヘリ怖^クソシトソ人申ケル

◎靈神怒をなせば災害岐にみつといへりおそろしくとぞ人々申しあはれける(内裏炎上)

同じ「人」を介するにしても「申しあはれ」に見るように、覚一本のそれは拡がり大きい。語りの場の拡がり、その拡がりを支える語り手の共感がある。

(65) ◎一紙一句ヲ以^テ三塔三千ノ憤^{イタ}ヲヤスメ公私ノ恥^ハ遁^ク給^フ時忠ノ卿ノヤ

サンケレ

◎一紙一句をもって三塔三千の憤をやすめ公私の恥をのがれ給へる時忠卿こそゆゆしけれ人々も山門の衆徒は発向のかまびすしき計かと思ひたれば理も存知したりけりとぞ感ぜられける(同前)

時忠への共感にとどまらず、時忠のさとしを聞き入れた衆徒を「人々」の思いをくり入れることにより語りの場を拡げる。

(7) 具象的な再現

前述の(4)「登場人物の行動などを具体的に描く」とも相通じる現象

である。

(66) 山門ノ大衆如何ヲ思ケン興福寺ノ上ニ額ヲ打

山門の大衆いかが思ひけん先例を背いて東大寺の次興福寺のうへに延暦寺の額をうつ(額打論)

山門の大衆の行った行動の意味を明示するための加筆である。

(67) 大納言是ニ猶恐給ハテ賀茂社ニ有僧ヲ箒テ外法ヲ行ハセラレケル程ニ御宝殿ノ後ニ杉ニ雷落カ、リ火燃付テ懸テ御宝殿ニ押懸ケレハ氏人共集テ是ヲ打消ス

新大納言猶おそれをもいたされず賀茂の上の社にある聖をこめて御宝殿の御うしろなる杉の洞に壇をたてて拏吉尼の法を百日おこなはせられるほどに彼大楯に雷おちかかり雷火緩しうもえあがつて宮中既にあやふくみえけるを宮人どもおほく走りあつまつて是をうち消つさて彼外法おこなひける聖を追出せむとしければわれ当社に百日参籠の大願あり今日は七十五日になるまったくいづまじとてはたらかず此由を社家より内裏へ奏聞しければ唯法にまかせて追出せよと宣旨を下さる其時神人しら杖をもつて彼聖がうなじをしらげ一条の大略より南へおひだしてンダリ(鹿谷)

屋代本の場合、成親が僧をやとつて外法を行い、それが賀茂社の神の怒りにふれたことを語るにとどまるが、覚一本は、その外法を行った聖の行動そのものに重心をおいて語る。言いかえれば、この聖の荒行を重ねることにより、成親の祈願のすまじさを語ることもなっている。この場の主題への語り手の同化を示す。

(68) 其ノ関白殿山王御トカメトテ重病ヲ請テ御坐々様々ノ御願ヲ立テヲコタリヲ申サセ給シカトモ御平癒無しカハ御母北政所ニ是ヲ御歎キアテ祈リ申サセ給シテ暫クハ御平癒ヲ聞サセ給セ

以下、覚一本は、母北の政所の願立を語り、これに応じて山王が託宣にて応答し、山王の譲歩として三年間の期限づきの寿命を保障することになる。屋代本の場合、関白自らの願立、それを加速する母の祈願のゆえに「暫」平癒したことを語るにとどまる。覚一本は、母の願の立て方そのものを詳細に語り、それゆえに應じる山王とのかけひきを描きながら、しかも所詮は三年の延命がかなうのみであったことを言つて、山王のとがめの恐るべきことを語るののである。

屋代本に「願立」を語ろうとする語り(姿勢)はあるけれども、その言説は無い。つまり物語言説たりえていない。覚一本の場合、言説そのものがあるのである。結果的にこの度の鶴川寺事件から派生する山門強訴の処置を遅延した当局への(山王の)「御とがめなかるべしとも覚えず」を語ることになり、ひいてはこの後に続く内裏炎上を必然のものにするのである。

(69) 平家ニ小松内大臣重盛三千余騎ヲ東西南南ヲ固ム

平家には小松の内大臣の左大将重盛公其勢三千余騎にて大宮面の陽明待賢郁芳三つの門をかため給ふ弟宗盛知盛重衡伯父頼盛教盛経盛などは西南の陣をかためられけり(御興振)

(37)項に記したように当時の内裏は里内裏の閑院殿であった。(46)項の源氏の頼政の布陣に続く文である。閑院殿の実態を究めえていないので詳細はわからないが、覚一本はこれを大内裏に再構成したのか。そして屋代本が「東西南」と一括して語る重盛の布陣を、覚一本は、東を固める重盛の外に、西、南を固める弟たちの布陣をも語る。弟たちの布陣を重盛からの派生と見るならば、語り手の視点が重盛に同化しているとも言えるだろう。

(70) 小松、内大臣直垂_ニ矢負_テ被_リ供奉_ス其外_ニ閑白_{以下}、大臣公卿殿上人我_モ々々_ト参_ラレケリ

⑩小松のおとど直衣に箭おうて供奉せらる嫡子権亮少将維盛束常にひらやなぐひおうて参られけり閑白殿をはじめ奉って太政大臣以下下の公卿殿上人我も〜とはせ参る(内裏炎上)

覚一本は、重盛の服装について、武具着用のための直垂を、常用の貴人略服に改めるとともに、前項(69)同様、重盛をその子息の維盛へと分化させる。相並ぶ人たちの間で、語り手は重盛父子に視点を当てるものと言えらるだろう。

(71) 公卿、家タニモ十六ヶ所マテ焼_キケリハテハ内裏_ニ吹付_テ

⑪公卿の家だにも十六箇所まで焼けにけり其外殿上人諸大夫の家々々々は記すに及ばずはては大内にふきつけて(内裏炎上)

火災被害の跡を列挙するが、「公卿の家」から一たん「殿上人諸大夫の家々」にさげておいて最大の「大内」へ及ぶ、覚一本の構成法を見るべきであろう。ちなみに覚一本のこの加筆は、『方丈記』の

『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

「そのたび、公卿の家十六焼けたり。ましてその外、数へ知るに及ばず」を再構成したものである。

(8) 考証的な加筆

(72) 清盛は、至_リ丞相之位_ニ不_レ経_テ左右_ヲ、大政大臣_ニ從_ニ一位_ニアカリ給_テ

⑫丞相の位にいたり左右を経ずして内大臣より太政大臣從一位にあがる(鱸)

清盛は、長寛三年(一一六五)、権大納言に上り、その翌年、内大臣、さらにその次の年仁安二年には太政大臣をきわめている。覚一本は、この間の経過をもらさず語るものである。

(73) 牛車_ニ乘_リ宮中_ヲ出入_ス偏_ニ執政_ノ臣_ノ如_シ

⑬牛車輩車の宣旨を蒙つて乗りながら宮中を出入す偏に執政の臣のごとし(同前)

清盛の昇進が、摂政閑白にも比すべきものであったことを、その官には許される牛車輩車の宣旨をひき出すことにより語る。清盛の栄花を確認する加筆である。

(74) 此桜町中納言_ト申_ハ心スキ給_ヘ人_ト町_ヲ植_テ並_ニ其内_ニ屋_ヲ立_テ

⑭抑此成範卿を桜町の中納言と申しける事はすぐれて心数奇給へる人にて常は吉野山を恋ひ町に桜を植ゑならべ其内に屋を立てて(吾身栄花)

成範の好きな(好土)であることを歌枕の吉野をひき出すことにより語る。

(75) 久寿ノ秋同草葉ノ露トモ消シカハ今カ、ル憂耳ヲハキカサラマン

久寿の秋のはじめ同じ野原の露とも消え家をも出で世をものがれたりせば今かかるうき耳をば聞かざらましとぞ(二代后)

大宮の先夫、近衛帝の崩御は久寿二年(一一五五)七月二十三日で「秋のはじめ」と云うにふさわしく、重ねて入内を促される思いを、落刺さも加えることにより増幅している。

(9) 意味付け

(76) 季仲) アナ黒々黒キ頭裁如何ナル人ノ漆塗ケムトソハヤサレケル
上古ニハ加様ニ有リシカ共

あな黒々黒き頭かかなる人のうるしぬりけむとぞはやされける又花山院前太政大臣忠雅公……みなし子にておはしけるを……家成卿……聳に取つて声花にもてなされければ……人のきらをみがくはとぞはやされける上古にはか様にありしかども……(殿上 闊討)

物語の主題である、忠盛が伊勢平氏はすがめとからかわれながらたえしのんだことについて、屋代本は季仲の類話を引き、覚一本は重ねて家成の話を引き。この加筆された家成の話の場合、きっかけをなした忠雅その人を主題にしない点で、忠盛の場合や、その例証として引く季仲の場合とはややずれがあるが、物語現在とは別次元の話をはき込むことにより、屈辱を味合う忠盛への語り手の思いを強調するものと言える。

(77) には欠く記事であるが、覚一本は、清盛および一門の栄花昇進の

「竜の雲に昇るよりも猶すみやか」である原因を熊野権現の御利生であるとす。いわゆる「鱸」の話である。清盛らの昇進のあり方を語ろうとする語りが、その意味付けとして、熊野利生談をひき込んだと言うべきであろう。

(78) 是ハ興福寺ノ末寺成ニヨテ焼トソ聞ヘケル

是はさんぬる御葬送の夜の会稽の恥を雪めんが為とぞ聞えし清水寺は興福寺の末寺なるにヨッてなり(清水寺炎上)

山門の衆徒の清水寺炎上が、過日の額打論の際の所行に対する報復であることを明確に語るもので、「額打論」と「清水寺炎上」との間にプロットを架橋するものである。

10 前後に関連を持たせる(プロット化)ための加筆

(79) 殿上之交ヲ人不及嫌ニ忠盛備前国ヨリ上リタリケルニ

殿上のまじはりを入きらふに及ばず其比忠盛備前国より都へのぼりたりけるに(鱸)

忠盛が備前守になったのは大治二年(一一二七)末のことで、忠盛が昇殿を許されたとする天承元年(一一三一)とは、時間的に前後する。したがって「其比」とは言えないはずであるが、「あり明の月も」の明石詠と昇殿の間につながりを持たせる。つまり主従の提携する実力行使により殿上人の恥ずかしめを却けた(殿上闊討)、その上、和歌の道にも秀でたことを語ろうとする、語り手の忠盛へ

の同化の姿勢を示すものであろう。

(80) ㊦ (回りからからかわれた女房が即興に「雲間ヨリ」と詠む) 似ミラ

友トカヤノ風情ニテ忠盛モスイタリケレハ此女房優也ケリ

㊦とよみたりければいとどあさからず思はれける薩摩守忠度の母
是なり似るを友とかやの風情に忠盛もすいたりければ彼女房も優
なりけり (同前)

屋代本では、忠盛と女房との仲を、和歌の才能を共に有することに
求める話としてある。それが覚一本では、面前で見せた女房の即興
の応じように忠盛の思いが一層昂じたというのであり、兩人の仲を
一層必然のものとする。しかもこの相手の女房を忠度の母とするこ
とに、この後、文武両道の達人として登場する忠度を、母の血すじ
を以て予告する形をとっている。

(81) ㊦ 花族英雄 対面並肩人ナキ平大納言時忠卿宣ケルハ此

一門ニアラサル人皆人非人ナルヘシトソ宣ケル

㊦花族も英雄も面をむかへ肩をならぶる人なしされば入道相国のこ
じうと平大納言時忠卿の宣ひけるは此一門にあらざらむ人は皆人
非人なるべしとぞ宣ひける (禿髮)

清盛一門の栄花のあげくに時忠の、人はばからぬ思い上った豪語が
吐かれる。この文脈のつながりを「されば」の接続語によって語
る。時忠の思い上った暴言を、ごく必然のこととしてとらえる。言
いかえれば平家一門の栄花に目をそばだてる語り手の思いがこの一
語にこめられている。それにこの暴言を吐いた主を、外ならぬ清盛

の義兄だことわるところにも、語り手の思いが見られる。語り手
の、いわば情意表現と言える。

(82) ㊦ 此桜町中納言申、心スキ給へ人ニ

㊦抑此成範卿を桜町の中納言と申しける事はすぐれて心教奇給へる
人にて (吾身栄花)

覚一本は、「すぐれて」の連用修飾語を付加していることに見るよ
うに、語り手の成範への思い入れが強い。この語り手の姿勢が「抑
此成範卿を」の発語を言説する。語り手の成範へのかかわり方を示
す加筆である。

(83) ㊦ (平治の乱後、平家一門が繁昌し) 首ヲ指出物ナンイカナラム

末ノ世マテモ何事有ント目出見タリケル鳥羽院御宴賀ノ後、
兵革打続キ

㊦頭をさし出す者なしいかならん末の代までも何事かあらむとぞみ
えしされども鳥羽院御宴賀の後には兵革うちつづき (二代后)

平治の乱後、平氏一門の栄花により、とにかく世はおさまった。し
かるに、として、以下、二条帝と後白河院父子の対立を描く。世の
不祥事に寄せる語り手の思いが、「されども」の一語にこめられる。
この語りの思いにより、状況の展開に一つのつながり、世の平穩を
祈る気持をこめてゆく。

(84) ㊦ (二条帝は大宮を) 外宮引モトメシムルニ及テ忍テ大宮御艶書有

㊦外宮にひき求めしむるに及んで此大宮へ御艶書あり (同前)
「此」の指示語が前後をつなぐ。

(85) (則天皇后の再入内) 是、異国ノ先規タル上別段^{ゴノ}之事也本朝^{ニハ}……

未二代ノ后ニ立給ヘ^ル例^キカス

◎是は異朝の先規たる上別段の事なりしかれども吾朝には……いまだ二代の後にたたせ給へる例をきかず(同前)

則天皇后の先例を引きながら、二条帝のふるまいをあるまじきこととする語り手の思いが、接続語「しかれども」の一語にこめられている。

(86) (殿下乗合事件の後) 主上御元服ノ定、其夜延^ス

◎是によつて主上御元服の御さだめ其日はのびさせ給ひぬ。(鹿谷) 殿下乗合事件と主上元服の定めとの間に因果関係があることは、屋代本でも「其夜」の限定に読みとれるが、寛一本は、この間の関係を「是によつて」の接続語を付加することにより一層緊密にする。

寛一本の場合、一連の事件を因果関係においてとらえようとする、語り手の姿勢が顕著である。「御さだめ」「させ給」の敬語表現の付加も、語り手の話へのかかわりを示すものである。

(87) ◎同三季正月五日上御元服有^リ

◎さるほどに今年も暮れぬあぐれば嘉応三年正月五日上御元服あつて(同前)

前年、物語によれば十月、基房と資盛とをめぐる一連の事件があり、基房ははずかしめを受けた。屋代本は、一連の事件をつとめて客観的に列挙する姿勢を示すが、寛一本は、多難であった嘉応二年の暮れとした上で、年改つて事態の進展することを語る。これもや

はり事件に寄せる語り手の思いを語るものである。

(1) 敬語の添加

この現象は、すでに言及したところでもあるが、

(88) ◎急^キ彼^レ召出^ル刀ノ実否^ヲ付^テ過^ル左右アルヘキカ

◎是を召し出され刀の実否について咎の左右あるべき歎(殿上闈討) 鳥羽院の訊問に答える忠盛は、寛一本において「急^キ」を省略することにより、忠盛の自信のあることを見せる。この忠盛の余裕が、院に対する答弁として敬語を使わせる。語り手の視点人物である忠盛への同化を示す添加であろう。

(89) ◎是^ニ付^テモ^テ叡慮^ニソムキ給^ヘ人^ニ善^ク施^ス御坐マサハ

◎それについても叡慮に背き給はで人の為に御情をほどこさせましまさば(清水寺炎上) 父清盛の、院への不信任を解きほぐそうとする重盛のことばである。敬語の添加が重盛の余裕を増大する。

これらの敬語の添加は、いずれも語り手の、話材への同化を示すものであるが。

(12) 語り手の判断を込めるための添加が見られる。すなわち

(90) ◎帝^ノ仙洞^ニ是^ニ過^リ見^ル源平両氏朝家^ニ召仕^ヘ

◎昔より今に至るまで源平両氏朝家に召しつかわれて(二代后) 王朝社会における源平両氏関係を、連続の相において展望しよう

とする語り手の姿勢が顕著になっている。

(91) 長寛比、御季廿二三モヤ成セマシタケン天下第一之美人ノ聞ヘ坐ケレハ

◎永曆のころほひは御年廿二三にもやならせ給ひけむ御さかりもすこし過ぎさせおはしますほどなりしかれども天下第一の美人の聞えましましければ(同前)

二条帝の大宮への懸想を語る語り手の思い、非難を語りつつ、その美人なるゆえに半ば当然とする思いが言説となっている。

(92) 同七月廿七日主上既崩御成御季催廿三御位ヲサラセ給、只三十余日ソ坐ケル

◎さる程に同七月廿七日上皇つひに崩御なりぬ御歳廿三つぼめる花の散れるがごとし玉の簾錦の帳のうち皆御涙にむせばせ給ふ(額打論)

二条上皇(主上)を訂している(の崩御を語る。語り手の定型句「さる程に」を加えるとともに、語り手の上皇の死をいたむ思いを直接表現している。語り手の思いを直接表現するのは、説経浄瑠璃に典型が見られるように、口誦形式で、その痕跡が竟一本に復活している。

(93) 観音房勢至房トテ二人勝レタル甲ノ者アリ

◎観音房勢至房とてきこえたる大悪僧二人ありけり(同前)
語り手は世評の位相で両人物を評価する。

(94) 大衆、清水寺、押寄せテ

◎山門の大衆六波羅へは寄せずしてすぞろなる清水寺におし寄せて

『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

(清水寺炎上)

語り手は、大衆の強訴が、いつもの通り当局に対し行われるものと判断した。おりから院は六波羅へ御幸あったため、六波羅へ強訴が行われるものと予想した。にもかかわらず、予想に反して、といった語り手の、この場(当局)への同化が見られると言うべきであろう。

(95) 大衆婦リノホリケレハ一院、還御成ニケリ

◎清水寺焼けたりける朝や観音火抗変成池はいかにと札に書いて大門の前にたてたりければ次の日又歴劫不思議力及ばずとかへしの札をぞうったりける衆徒かへりのぼりにければ一院六波羅より還御なる(同前)

山門大衆の報復による清水寺の炎上を落書の次元、観点を語り手が持ち込むことよって語る。(92)と同質の語り手の位相を示すものである。

(96) 叙位除目、一向此、卿ノママナリ

◎叙位除目と申すも偏に此時忠卿のままなり楊貴妃が幸ひし時楊国忠が榮えしが如し世のおぼえ時のきらめでたかりき入道相国天下の大小事を宣ひあはせられければ時の人平関白とぞ申しける(東宮立)

時忠の栄花への語り手の情意が、楊国忠の例証を引き世評の位相で語り加える。

(97) 撰政関白ノカメル御目ニ合セ給事ニ始ト承ル

◎撰政関白のかかる御目にあはせ給ふ事いまだ承り及ばずこれこそ

平家の悪行のはじめなれ(殿下乗合)

いわゆる殿下乗合の報復を、物語の構想の上へのせる。つまり語り手の、物語世界への参加を示す加筆である。

(98) 同十三日朝覲、為法住寺殿(行幸成)其比

同十三日朝覲の行幸ありけり法皇女院待うけ参らつませ給ひて叙

爵の御粧いかばかりらうたくおぼしめされけん入道相国の御娘女御に参らせ給ひけり御年十五歳法皇御猶子の儀なり(鹿谷)

「…おぼしめされけん」の表現が示すように、主上高倉帝の朝覲行幸を、後白河院、建春門院の思いを通して語る。作中人物への語り手の同化を示すもの。

(99) 夜宿所還向打臥サレタリケル夢

夜宿所に下向して苦しさにうちふしちとまどろみ給へる夢に(同前)

大将の官を志して男山八幡に願をかける成親の思いに立ち入る語りである。

(100) 平家ノ次男ニ被レ越ス遺根ナレ是レ平家万ツ思様成至ス処也サレハ何ニ

モシテ滅シテ平家ヲ遂ニ本望ニハヤトシ宣ケル

平家の次男に超えらるるこそやすからね是も万思ふ様なるがいたす所なりいかにもして平家をほろぼし本望をとげむと宣ひけるこそおそろしけれ(同前)

引用箇所的主語は、平家に対し謀叛を企てる藤原成親であるが、成親の決意を思い上りとする覚一本の語り手の批判の色が濃い。この

語り手の姿勢が「是ハ」を「是も」におきかえ、成親の発言を土俗的な語りによく見られる、語り手の判断「おそろしけれ」を直接表現することになる。

(101) アマリノ浅猿サニツヤ々々物不レ被レ申与力之輩近江中将入道

蓮浄……

あまりのあさましさにつやつや物も申されず返すくもおそろしかりし事どもなり与力の輩誰々ぞ近江中将入道蓮浄……(同前)

前項(100)同様、語り手の判断を直接語る。さらに、語り手の場への同化が共謀する人々の名をあげるのに、やはり「与力の輩誰々ぞ」という同化の姿勢を強く押し出すことにもなる。

(102) 心武ク奢人ニテ加様ノ事与セラレケリ

心もたけくおごれる人にてよしなき謀叛にもくみしけるにこそ(俊寛沙汰)

成親の企てる鹿谷謀叛に協力する俊寛を、語り手は「心も」と強調し「よしなき」と批判する。

(103) 公卿殿上人ヲモテセス下北面ヨリ

公卿殿上人をも者ともせず礼儀礼節もなし下北面より(鶴川軍)当時の北面の武士の思い上りを、語り手は「礼儀礼節もなし」とことばに表して非難する。

(104) 角ニ被レ行間驕心出来テ加様ノ事モクミンケルニヤ

かくのみおこなはるるあひだおごれる心どもも出で来てよしなき謀叛にもくみしけるにこそ(同前)

前項同様、北面の武士のふるまいを「よしなき」と非難し「こそ」ときめつける。語り手の北面の武士をとがめる姿勢が強い。

(105) 師光業景ト云者有若ハ小舎人童若ハ格勤者ナント、テケシカル物共ナリンガサカ々々シキニヨテ

◎師光成景といふ者あり師光は河波国の在庁成景は京の者熟根いやしき下藤なり健兒童もしは格勤者などにて召しつかはれけるがさかぐしかりしによつて（鶴川軍）

北面の武士師光・成景の素性をあばくのは「熟根いやしき下藤なり」ときめつける語り手の姿勢である。

(106) 大衆押寄テ時ツクレトモ目代無ケレハ不レ及レ力引退テ

◎おし寄せて時をどつとつくる城のうちにはおともせず人をいれてみせければ皆落ちて候と申す大衆力及ばで引退く（鶴川軍）

目代師経の館を襲う大衆に視点を置いて状況を語る。いわゆる視点人物の設定による語り手の同化を示すもの。

(107) 大八王子権現ト高ラカニソ被レ申ケル即其ノ夜八王子ノ御殿ヨリ

◎大八王子権現とたからかにぞ祈誓したりけるやがて其夜不思議の事あり八王子の御殿より（願立）

後二条関白師通を呪咀する衆徒に同化する語り手は、権現の反応に敏感に対応する。

(108) 御格子ヲ被レ開ケルニ思モヨラヌ櫓ノ花ノ一房御簾ニ立テリケルン不思議ナレ

◎御格子をあげけるに唯今山よりとつてきたるやうに露にぬれたる櫓一枝たたりけるこそおそろしけれ（同前）

『平家物語』当道系本文異同の意味（山下）

前項同様、語り手の権現のたよりに寄せる思いは濃厚である。「とつてきたるやうに」との思いは語り手の思いそのものの言説である。

「不思議ナル」の「おそろしけれ」へのおきかえも、その一環としてある。

(109) 白ヲ大衆神人宮司充満テ神興ハ一条ヲ西ハ入セ給

◎しら大衆神人宮仕専当みちくいていくらと云ふ数を知らず神興は一条を西へいらせ給ふ（御興振）

北面の武士の狼藉に始まる山門強訴への当局の対応の遅さを非難する語り手の思いが、衆徒の動きに込められる。それが「いくらと云ふ数を知らず」という判断・思いである。

(110) 頼政胃ヲ脱テ弓ヲ平テ神興ヲ拜テ奉ル

◎頼政卿さる人にて馬よりおり甲をぬいで神興を拜し奉る（御興振）くせ者、頼政に寄せる思いを「さる人にて」と直接表現する。「卿」という敬称もそれである。

(111) 治暦四季八月ニ事始有テ未作出サレヌニ

◎治暦四年八月十四日事始ありしかども作りも出されずして（内裏炎上）

大極殿の再建まなぬ朝儀の停滞を不本意に思う語り手の思いが逆接表現として表われる。

(112) 登場人物の内面を語るための加筆

◎近日人々被レ相巧ク之由年来ノ家人事ヲ伝ヘ聞ニヨテ

⑩ 近日人々あひたくまるる旨子細ある歎の間年来の家人事をつたへ聞くかによつて(殿上閣討)

疑問の助詞「歎」「か」の加筆により忠盛のとぼけた姿勢を再現する。語り手の忠盛への同化の一環としてある。

(113) ⑪ 子細申無所^ニ只御入内候^ハ是偏^ト資^ニ愚老^トマシマス御孝行^ヲ御至^{ニテ}コソ候ハンスレナト誘^フ申サセ給^ヘ共大宮猶御返事^モ無^キけり

⑫ 子細を申すに所なしたただすみやかに参らせ給ふべきなりもし皇子御誕生ありて君も国母といはれ愚老も外祖とあふがるべき瑞相にてもや候らむ是偏に愚老をたすけさせおはします御孝行の御いたりなるべしと申させ給へども御返事もなかりけり(二代后)

大宮の再度入内をめぐる父公能の思いに立ち入る。屋代本を始め他の古態諸本には見られぬ独自の加筆である。王朝社会を描く歴史物語的発想になる、人物への立ち入りである。

(114) ⑬ 法王仰ノ有ケルハ貞盛秀郷ヲ將門ヲ討^テ

⑭ 法皇も内内仰せなりけるは昔より代々の朝敵をたひらぐる者おほしといへどもいまだか様の事なし貞盛秀郷が將門をうち(殿下乗合)

平家の専横を不快に思う後白河院の思いに語り手が立ち入るものである。この後の鹿谷陰謀に参加する院の伏線をなす。

(115) ⑮ 殿下ノ御共ノ人々ツヤ々々大政入道孫トモ不^レ知只人ノ無礼^ト心エテ

⑯ つや／＼入道の孫とも知らず又少々は知つたれどもそら知らずし

て(殿下乗合)

資盛の随行者の、平家に対する不満を語り手が体して語り加えたもの。

(116) ⑰ 殿下成^ト入道^ガアタリヲハ一度^ハナドカ憚^リ給^ヘサルヘキライサキ有^ラサナヒ者^モ恥辱^ヲ与^フヘラル、コソ遺恨^ノ次第^{ナレ}

⑱ 殿下なりとも浄海があたりをばはばかり給ふべきにをさなき者に左右なく恥辱をあたへられけるこそ遺恨の次第なれかかる事よりして人にはあざむかるぞ(同前)

清盛の怒りに同化した語りである。

(117) ⑲ 前^ト駆藤^ヲ藏人^ノ大夫高範本鳥切^ヲ隨身十人^ヲ内右府生武元^ヲ本鳥^ヲ被^レ切^テ

⑳ 隨身十人がうち右の府生武基がもとどりもきられにけり其中に藤藏人大夫隆教がもとどりをきるとて是は汝がもとどりと思ふべからず主のもとどりと思ふべしといひふくめてぎってンげり(同前)もどりを押し切られることは、当時の成人男子としてたえ難い恥辱であった。それをあえて関白基房へのあてこすりにしようとする田舎侍、ひいてはその後にある清盛の思いに立ち入るものである。

○小まとめ

以上、屋代本から寛一本への間に加筆されている表現について検討して来た。その傾向として

(i) 考証が施されている。

- (ii) 世評をとり入れ、語りの場の拡大をはかっている。
- (iii) 伝承性が増大し、語りの定型句が見られる。
- (iv) 全知視点の増大が見られ、語りの視点を視点人物に限らず登場人物に同化する傾向が顕著である。
- (v) 人物の動きを再現する傾向が強いのも、この同化の一環としてあるものだろう。
- (vi) 前後にプロットを架橋、そこにもやはり登場人物への同化の姿勢を見せる。
- (vii) 語り手の情意表現を見せ、人物に限らず、話への同化の傾向が進展している。
- これを逆に、屋代本については、伝承性がより希薄で記録性が濃いと言うべきであろう。
- (C) 改編
- (1) 語や文のとりかえ
- (118) 諸国ノ受領^ヲ云ヘトモ未^レ放^リ殿上^ノ仙籍^ハケリ
- 諸国の受領たりしかども殿上の仙籍をばいまだゆるされず(祇園精舎)
- 漢文体を和文体に改めている。
- (119) 木賊^ノ狩衣^ノ下^ニ萌黄^ノ腹巻^ヲ着^テ太刀脇^ヲ挟^ミ
- 薄青の狩衣のしたに萌黄威の腹巻を着弦袋つけたる太刀脇ばさむで(殿上閣討)

- 「木賊」は木賊色で、萌黄の黒味を帯びた色である。しかし覚一本にその用例は見出せない。より一般的な薄青におきかえる。ちなみに薄青の着衣は、この家貞の他に、巻四、以仁王に仕える信連、巻八、院の御所に伺候した主水正親成が着用し、上級の人物ではない、いずれかと言えば下位に近い者が着用するにふさわしい。しかもこの家貞は宮中に入入りする際の格式を守り弦袋を付けている。身分、格式ともになつた形に改めたものである。一種の考証の所産であろう。
- (120) 主上^ノ驚^キ思^フ召^レテ御尋^{アル}
- 上皇大きに驚きおぼしめし忠盛を召して御尋ねあり(同前)
- 覚一本に、目的語を明示する加筆がある外に鳥羽が当時「主上」ならぬ上皇であることを考証して書き改めたもの
- (121) 計事^ハ自^レ元合^ニアラマホシケレ
- 計事はかりことは尤もかうこそあらまほしけれ(同前)
- 副詞をとりかえ、忠盛への共感から院の思いを強める。人物への同化の姿勢である。
- (122) 何^ノ月影^ソヤ出所^{不^レ知}ナント咲^レケレハ
- いづくよりの月影ぞや出所おぼつかなしなぞわらひあはれければ(鱈)
- 女房のことばとしてふさわしい和語に改める。
- (123) 三^ノ……後白河法王^ノ御母代^ト准^シ三后^ノ宣旨^ヲ被^レ下^テ白河殿^ト申^ケ
- ル世^ニ重^キ人^ニテ御坐^ケリ

①一人は……高倉院御在位の時御母代とて准三后の宣旨をかうぶり
白河殿とて重き人にてましましけり(吾身栄花)

白河殿は、清盛の第三女、盛子のごとで、六条摂政基実の北政所となつた。『愚管抄』によれば、建春門院とはかり、その皇子(後の高倉帝)を東宮に立てたとあり、高倉帝の准母である。屋代本の後白河の母代とするのは当らない。覚一本に隆房の室と基通の北政所の順序を入れかえる誤りはあるが、盛子については屋代本の誤りを訂正している。たゞこの訂正は他の古態本にも見え、覚一本独自の訂正とは断言しがたい。

(124) ①臨ニ深淵ニ如ク履カ薄氷ヲ同

①ただ深淵にのぞむで薄氷をふむに同じ(二二代)

屋代本の固い漢文体を和文に改めている。

(125) ①是レ程ノ事トカ叡慮ニ任セケルヘキトテ既ニ御入内ノ日被ニ宣下ニ上ヘ

①是程の事などか叡慮に任せざるべきとてやがて御入内の日宣下せられける上は(同前)

「いよいよ」の意の「既」を、早速の意の「やがて」に改め、二条帝の専断を強調し、ひいては大宮の悲しみを強め語る。語り手の同化を示す改作である。

(126) ①世ニハ……ヤサシキ御事ニ申ケル

①世には……哀れにやさしきためしにぞ人々申しあへりける(同前)
亡き近衛院をしのぶ大宮の詠を、語り手が人々の思いをこめて語るのに、漢語「御事」を和語「ためし」におきかえ語り手の情意を強

めている。

(127) ①大宮物憂キ御事成ケレハ急テ御出ナシ

①大宮物うき御いでたちなればとみにも奉らず(同前)

大宮の憂き対象を、入内のための門出に絞る。

(128) ①書陰ヲカサセ坐々ケルカ有テナカラニ有ケルヲ御覽シテ

①かきくもらかさせ給ひしがありしながらにすこしもたがはぬを御覽じて(同前)

屋代本の「有シ」「有ケル」の重複を嫌って和文におきかえる。

(129) ①シラサリキ憂身ナカラニメクリ来テ

①思ひきやうき身ながらにめぐりきて(同前)

大宮の感情歌で、『玉葉集』でも初句は「しらさりき」とある。覚一本はより和語化をはかったものか。

(130) ①聖武皇帝御願可キ評寺無レバ

①聖武天皇の御願あらそふべき寺なければ(額打論)

帝の呼称について、覚一本は七十四か所に「天皇」を、十一か所に「皇帝」を使用する。呼称の統一を進めていると見られる。

(131) ①勢至房ハ伏繩目ノ腹巻ニ

①勢至房は萌黄威の腹巻に(同前)

屋代本の「伏(節)繩目」(白と薄青・紺のすじをつづら折りに染めた革で威したものは、巻九「二二の懸」における熊谷小次郎一人が着用するのみ。一方「萌黄威」もしくは「萌黄匂」は、この勢至房の外に、以仁王に従った信連、東国へ発向する大將軍維盛、平

家の軍を迎え撃つ悪僧永寛、都を落ちる経政、一谷合戦の敦盛が着用し、將軍院宣を頼朝に伝達する院使泰定が下賜される。さらに巻四、橋合戦に参加した官兵、巻九、法住寺合戦に参加する主水正親成の都合九か所を数える。武器描写として様式化の方向を示すものと云えよう。

(132) 此浅猿上下四方へ退参

此騒動のあさましさに高きも賤しきも肝魂をうしなつて四方へ皆退散す(清水寺炎上)

「あさまし」の主体を明示し、その反応のし方をも加筆するとともに、「上下」を「高きも賤しきも」におきかえ平明化する。

(133) 猶用心ノ故ト覚

猶用心の為歟とぞ聞えし(同前)

清盛が一院の六波羅からの還御に同行しなかった、その心中を間接判断により語る、つまり世評の中で語る。

(134) 此君代ヲ知シ食ハ一向平家ノ榮華ト見ヘン国母建春門院平家ニ御坐

此君の位につかせ給にぬるはいよく平家の榮花とぞみえし御母儀建春門院と申すは平家の一門にてましますうへ(東家立)

「一向」「いよいよ」に見るように、和語化を進める。「国母」をも「御母儀」と平明化している。

(135) 一向万機政ヲ聞召ケレハ院内御間御心ヨカラス

万機の政をきこしめされしあひだ院内わく方なし(殿下乗合)

『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

後白河院と高倉帝との間を、後白河の院政担当による、院と内との別の無いことに語りかえ、露骨な語りを避けている。

(136) 不疎トシハサンツドヒテ私語折有リケリ

うとからぬどちは寄りあひ寄りあひささやきあへり(同前)

「不疎」→「うとからぬ」が示すように和語化が進む。「サンツドヒテ」→「寄りあひ寄りあひ」は、人々の不平を動的に描く。

(137) 父子共ニ召仕レテ奏スル折リ有サレトモ

父子共に朝家に召しつかはれ伝奏する折もありなんどきこえしかども(鶴川軍)

間接判断表現をとり込むことにより説話的言説の表示をなしている。

(138) 雷ヲビタ、シク鳴都方ナリ上

雷緩しく鳴って都をさしてなりのぼる(同前)

雷鳴を一層動きの中に描く。

(139) 門徒大衆子細ヲ奏聞ノタメニ下洛

山門の上綱等は細を奏聞の為に下洛す(願立)

当局へ強訴する主体を、よりふさわしい上綱におきかえたもの。

(140) 聞シカハ関白殿武士西坂本差向不三入給因茲大衆七社ノ神興奉飾

ときこえしかば武士檢非違使西坂本に馳せ向って皆おっかへす山門には御裁断遅々のあひだ七社の神興を根本中堂にふりあげ奉り

(同前)

行動の主体を直接示すことにより「差向^ヲ」を「馳せ向^ツて」とりかえる。強訴の直接の契機を当面の武士たちの動きよりも、本来の原因、関係者の処断の遅いことに求めることにより、大衆の行動の意味は重くなる。

(2) 敬語の付加

前節、加筆の場合についても見たところであるが、この改編部分にも見られる。

(141) 柏原ノ天皇ノ御末^ト、云ナカラ間近クハ、無下^ニクタツテ、官途^ニ浅^ク、

都ノ栖居^モウト々々シクテ伊賀伊勢ニ住国フカ、リケレハ其国ノ器^{ツツ}、

瓶子ニタトエテ

① 柏原天皇の御末とは、申しながら中比は、都の住ひもうとくしく地下^②にのみ振舞なつて伊勢国に住国ふかかりしかば其国のうつは物に事寄せて(殿上闊話)

桓武天皇に対する敬語意識により①云ナガラ①申ながらのていねい語に改め、屋代本では①②③が並列的であるのを、覚一本は(a)(b)に整理し、しかも(a)↓(b)へ、半ば連用修節句に立てる。

(142) 横^モエサシタリツル刀、

① 横^モへさされたりける刀をば(同前)

主人公忠盛への共感から、その動作を敬って語る。語り手の物語への同化の一環と云うべきである。

(143) ① ヒタスラ朝政ヲス、メ申サセ給ケリ

① ひたすら朝政をすすめ申させ給ふ御有様なり(二代后) 大宮への尊敬の念を一層強めている。

(144) 額^{クダ}打論^ヲ出^シテ、互^ニ狼籍^ニ及^ヒヒケリ御門隠^サ給^フ、

① 額うち論と云ふ事しいだして互に狼籍に及ぶ一天の君崩御なつて後(額打論)

(50)(51)(52)にも見られた話題化の表現「と云ふ」「と申す」が見られる外、帝の崩御に対する敬語意識を更に深めている。

(145) 王法^ヲ尽^スル故^ニ思召ケレトモ次ナケレハ御誠^ニ無^クリケリ

① 王法のつきぬる故なりと仰せなりけれどもついでなければ御いましめもなし(殿下乗合)

説話体の心内表現を、語り手の情意を明確にする直接表現に転換し、この過程で一院への敬意を更に強めている。

(146) 小松殿^ニ仰^セ不^レ合^セ片田舎^ノ侍共、

① 小松殿には仰せられもあはせず片田舎の侍どものこはらかにて(同前)

清盛に対し、尊敬と云うよりは語り手の恐怖の念を表現したものである。それが片田舎の侍どもをもすごみのあるもの「こはらか」とする。

(147) 還^マ御成^ル御心ノ内浅猿^ノナントモ愚^カ也

① 還御の儀式あさましき申すもなか／＼おろか也(同前)

被害者基房に寄せる語り手の思いが深まっている。前節にも述べた通り、語り手に特定の限定視点人物は無い。事件そのものに対する

語り手の同化の色を濃くするもの。

(148) 宗盛中納言^{ヨシノブ}、教輩^{ノブ}、上藤^{ノブ}、超越^シ。

宗盛中納言にておはせしが教輩の上藤を超越して(鹿谷)
宗盛に対する敬語表現の付加である。

(149) 実定卿^{ノブ}……家嫡^{ノブ}被^レ越^ヘ給^フ遺恨^{ナル}御出家ナントモヤアラムスラ
ムト人申ケレトモ

徳大寺殿は……家嫡にてましましけるが加階こえられ給ひけるこ
そ遺恨なれさだめて御出家などやあらむずらむと人々内々申し
あへりしかども(同前)

前項の宗盛の相手、実定に関する語り手の同化に準ずる思いを、人々の拡がりの中で語る。それが敬語表現などを付加する。

(3) 文の組みかえ

(150) 保元々々季七月^ノ主上上皇御代^ノ評^ハ給^フ時

保元元年七月に宇治の左府代を乱り給ひし時(鱸)

保元の乱を後白河と崇徳との対立としてではなく、頼長の謀叛におきかえ、露骨さを避ける。

(151) 平治元年季十二月^ノ信頼義朝^ノ始^メ賊徒多^ク討^ツ平^ス

平治元年十二月信頼卿が謀叛の時御方にて賊徒をうちたひらげ

(同前)

前項とかかわるが、平治の乱を信頼の謀叛と規定することにより、義朝を賊徒とする露骨さを避けている。

『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

(152) 桜町中納言重範卿^ノ北方^ト聞^ケ給^フ

桜町の中納言成範卿の北の方にておはすべかりしが(吾身栄花)
清盛の第一女は、一たん桜町中納言成範にとつがんとしながら、その婚儀は成立せず花山院兼雅の北の方になった。それを不如意とする語り手の思いが、「おはすべかりしが」におきかえた。

(153) 王子御誕生アテ皇太子^ニ立^セ給^ヘ院号蒙^リ給^フ建礼門院^ト申^ケル天
下ノ国母^ニ坐^シ上^ル

皇子御誕生ありて皇太子に立ち位につかせ給ひしかば院号かうぶ
らせ給ひて建礼門院とぞ申しける入道相国の御娘なるうへ天下の
国母にてましましければ(同前)

建礼門院の院号宣下は、養和元年、安徳帝が即位して後であるから
寛一本が正しい。事実を確認した上での改正であり、しかも改めて
それが、清盛の娘であることを銘記する。

(154) 世^ニ如何^ニシテ漏^ルケルヤラン哀^{ナル}御事^ヲ申^ケル其間^ノ御ナガラ
ヒイヒシラス

其間の御なからへいひ知らず哀れにやさしかりし御事なり(二代
后)

世評を介しての評しようにを、語り手自らのものにおきかえ、全体の
和文化と平明化を進めている。

(155) 建春門院^ノ末^ニ東^ノ御方^ト申^ケル御腹^ニ一院^ト宮坐^シケリ同十一月廿四日
俄^ニ親王^ノ宣旨^ヲ蒙^リ給^フ

同十二月廿四日建春門院其比はいまだ東の御方と申しける御腹に

一院の宮ましましけるが親王の宣旨下され給ふ(東宮立)

二つの単文であったものを一つの重文に組みかえている。語りの聴覚に訴えるよりも物語文として視覚に訴えの方向を示すものである。

(156) 小松殿其比大納言御坐ケルカ聞レテ入道相国参申サレケルハ重盛ガ子ナト申スル者共殿下ノ御出ニ参合テ乗物下候ハサリケルコソ尾籠ノ次第候頼政ナト申ス源氏共欺テ候ハ誠一門ノ恥辱成ハ是ハ少シモ苦シフ候マシ

重盛卿申されけるは是は少しも苦しい候まじ頼政光基など申す源氏共にあざむかれて候はんには誠に一門の恥辱でも候べし重盛が子どもとて候はんずる者の殿の御出に参りあひて乗物よりおり候はぬこそ尾籠に候へ(殿下乗合)

子息資盛のふるまいについて父清盛をいさめる重盛の発言を冒頭におきかえることによって、重盛の姿勢を強める。語り手の重盛への同化を示す組みかえである。

(4) 語や文の位置の移動

(157) 忠盛此事ノ聞テ我レ右筆ノ身ニテ……ト云本文アリトテ参内ノ始

兼テ致テ用意ヲ大ナル鞘巻ヲ東帝下ニシドケケナクサイテ火ノホノク
ラキ方ニ向テ此刀ヲ拔出

忠盛是を伝へ聞いてわれ右筆の身にあらず……といふ本文ありと兼て用意をいたす参内のはじめより大きな鞘巻を用意し

て束帯のしたにしどけなげにさし火のほのぐらき方にむかつてや
はら此刀をぬき出し(殿上圍討)

屋代本の①「参内ノ始」と「兼テ」とはともに「致テ用意」を修飾する。そのため「参内ノ始」と「致テ用意」との間が隔たる。寛一本はこれを二文に分割し、「兼テ」「参内のはじめより」が、共にその被修飾語に直接することになる。それに、④の提示を受けその実態を示すものとして⑧があることになり、構文が平明化する。それに屋代本の②も、「大ナル鞘巻ヲ」と「束帯下」が共に「シドケナクサイテ」を修飾するものとしてあり①と同型の文章をなす。

この点についても寛一本は、③で「大きな鞘巻を」↓「用意す」、④で「束帯のしたに」↓「しどけなげになし」に直接接することになり、全体に一文を短文化することにより、構文を平明化している。これは上述の(A)削除の中の⑩⑪の単文化の現象と通じる。

(158) 殿上人貫首以下恠ヲナシ六位ヲモテ「……」ト云ヒケレハ
貫首以下あやしみをなし「……」と六位をもつていはせければ
(同前)

この場合も「六位をもつて」の修飾句が「いはせければ」に直接接し、平明である。

(159) 是ニ御前ノ召ニ舞レケルニ人々拍子ヲ替

⑤五節に舞はれければそれも拍子をかへて(同前)

「それも」が「拍子をかへて」に直接接する。

(160) 人ノ不聞カ時何トナク世ニアマサレタル徒物誇リ傾申事ハ

◎世にあまされたるいたづら者なソの人の聞かぬ所にてなにとなくしり傾け申す事は(禿髮)

「なにとなく」が「そしり傾け申す」に直接接する。

(161) ◎此禪門世盛^{サカシ}ノ間^{イザノ}ハ聊人^ニキカネハトテ忽緒^ニ申^ス者ナシ

◎此禪門世ごかりのほどは聊かいるかせに申す者なし(禿髮)

「聊か」が「いるかせに申す」に直接接する。

(162) ◎七^ニ後白河法王^ニ參給^テ女御ノ様^ニ御坐^テ是^ハ安共敵島ノ内侍^カ腹^ノ姫君

ナリ

◎又安芸国敵島の内侍が腹に一人おはせしは後白河の法皇へ参らせ給ひて女御のやうにてぞましましたける(吾身栄花)

屋代本の二文を覚一本が一文にした例である。構文としては複雑化したようでありながら、複文構成であるため必ずしも難解になったとは言えない。それに屋代本の記録文的スタイルに比べ、「是ハ」以下の補足的言説を総括化して全体に和文化的を進めている。

(163) ◎角里^{ツノリ}先生^ノ李^リ勳^ノ思^シ摩^モ李^リ将^シ軍^ヲ形^テヲサナカラウツセル障子^ニ有^テ手^ノ長^シ足^ノ長^シ馬^ノ形^ノ障子^ノ鬼^ノ間^ニ尾^ノ張^リ守^リ小^ノ野^ノ道^ノ風^ノ七^ノ廻^リ賢^ノ聖^ノ障子^ノ書^{タリ}シモ

理^トソ^ノミ^ニエ^シ

◎角里先生李勳司馬手長足長馬形の障子鬼の間李将軍がすがたをさながらうつせる障子もあり尾張守小野道風が七廻賢聖の障子と書けるも理とぞみえし(二代后)

屋代本、覚一本のいづれにしても構文は不分明である。しかし覚一本は、とにかく絵の列挙と道風のことばとを分離し、それなりの整

『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

理を行っている。

(164) ◎イキノ兼盛^ノ娘^ノ腹^ニ二歳^ニ成^セ給^テ今^上ノ一^ノ宮^ヲ渡^ラセ給^{ケル}カ

◎伊吉兼盛が娘の腹に今上一宮の二歳にならせ給ふがましましたけるを(額打論)

覚一本は、主語「今上一宮」を先行させることにより平明となる。すなわち屋代本では「二歳成給」が「今上」なのか、「一宮」なのか不明確である。

(165) ◎(大衆) 打破^テ乱^ル軍^ノ兵^ノ内^ノ裏^ニマイリテ四方^ノ陣^ヲ固^{タリ}平家^ノ

一類^ノ六波羅^ノ馳^集イカナル者^ノ申^出タリケム一院^ノ山門^ノ大衆^ニ仰^テ平家^ヲ可^ク被^ル追^討之^由聞^ヘシカハ

◎(大衆) おしやぶって乱入す何者の申し出したりけるやらむ一院山門の大衆に仰せて平家を追討せらるべしときこえしほどに軍兵内裏に参じて四方の陣頭を警固す平氏の一類皆六波羅へ馳せ集る(清水寺炎上)

平家一門の六波羅集合を後へ移すことにより、その行動の意味が明快である。

(166) ◎資盛^ノ末^ノ越前^ノ守^ト十三^ニ成^レケル^カ若^侍ニ三十^ノ騎^ヲ召^シ具^シテ雪^ハ葉^ニ垂^リ降^リケリ^枯野^ノ気色^ノ面白^{ケル}ニ紫野^ノ右^ノ近^ノ馬^ノ場^ノ辺^ニ打^出

◎資盛卿其時はまだ越前守として十三になられけるが雪はほだれにふったりけり枯野のけしき誠に面白かりければ若き侍ども卅騎ばかり召し具して蓮台野や紫野右近馬場にうち出でて(殿下乗合)

④を⑤に直接結びつける。

(167) ⑤殿下ノ御出ニ鼻突ニ参合テ余ニ誇勇シテ世ヲ世トモセサル上召具タル侍共皆若者共ニテ礼儀骨法弁ヘタル者一人モナン何者御出成ルニヨリ候ヘト云テケレトモ耳ニ不聞入ニ散々ニ懸ワテ

⑥殿下の御出にはなづきに参りあふ御供の人々何者ぞ狼籍なり御出のなるに乗物よりおり候へおり候へといらでけれども余りにほこりいさみ世を世ともせざりけるうへ召し具したる侍ども皆廿より内の若者どもなり礼儀骨法弁へたる者一人もなし殿下の御出ともいはず一切下馬の礼儀にも及はずかけやぶって(同前)

衝突された基房の家来たちの反応を、その主語を明示してたゞちに語り、これを受けとめる資盛ら一行について、その年令にふさわしく思いついた行動を語る。やはり文章が平明化している。

(168) ⑥散々ニ当落ニ此彼ニヲツメラカケ取テ次第ニ警キル

⑦あそこに追つかけ爰に追つつめ馬よりとツて引きおとし散々に陵礫して一々にもとどりをきる(同前)

屋代本では「当落し」と「取テ押テ」とが離れる。竟一本は句の順序を改めることにより動きを集約的に盛り上げる。「あそこ……」「爰に……」の積み重ねは、表現そのものが行動を語る文体になっている。

(169) ⑧小松殿是ヲ聞テ大ニ騒カレケリ縦入道如何ナル事ヲ下知シ給フ云トモ

重盛ニ夢ヲ可レ見ニテコソアレトテ行向者共皆ヲ勘当セラレケリ凡ハ資盛奇性也……

⑧小松殿こそ大きにさわがれられゆきむかひたる侍ども皆勘当せらるたとひ入道いかなる不思議を下知し給ふともなど重盛に夢をばみせざりけるぞ凡は資盛奇性なり(同前)

重盛のことはを一括することにより、息男資盛に対する怒りの発しようを強調する。視点人物重盛に対する語り手の同化を示す。

(170) ⑨大納言是ニモ猶恐給テ賀茂社ニ有僧籠テ外法ヲ行ハセラレケル程ニ御宝殿ノ後ノ杉ニ雷落カテ火燃付テ懸テ御宝殿ニ押懸ケレハ

⑩新大納言猶おそれをもいたされず賀茂の上の社にある聖をこめて御宝殿の御うしろなる杉の洞に壇をたてて拏吉尼の法を百日おこなはせられけるほどに彼大杉に雷おちかかり雷火緩しうもえあがつて宮中既にあやふくみえけるを(鹿谷)

屋代本では、聖の籠った所と、雷の落ちた杉の洞との関係が不明で、別とも解しうる。竟一本では、杉の洞こそ、聖の籠った所、そこへ落雷があり、拜殿へ延焼したとすることにより、賀茂明神の怒りを一層直接的に語る。

(171) ⑪御前ヲサト被レ立ケルカ狩衣ノ袖ニ懸テ御前ニ候瓶子ヲ引倒サレタリケレハ

⑫ざつとたたれけるが御前に候ひける瓶子を狩衣の袖にかけて引倒されたりけるを(同前)

修飾句を被修飾句に直接つなぐ。

(172) ⑬木寺ノ法印寛雅ヲ子ナリサシテ弓箭ヲ取ル家ニアラネトモ祖父大納言ハ余ニ腹アシキ人ニテ

①木寺の法印寛雅には子なりけり祖父大納言させる弓箭をとる家にはあらねども余りに腹あしき人にて(俊寛沙汰)

屋代本では、「サシテ……アラネトモ」の主語が不明確である。寛一本は、主語を先行させることにより文を平明にしている。

(173) 上古ニ北面ト云事無リキ

②北面は上古にはなかりけり(鶺鴒川軍)

以下物語の主題をなす主語を先行させるのが寛一本である。

(174) ③七月九日暮方目代師経館近ヲ押寄ケル露吹結秋風弓向袖ユルカ翻ヒルカ雲居照電イナツカ青星耀アヲ今日日暮勝負決明日軍ケツ正マシ其夜ハ不寄ケル目代カナハシトヤ思ケン

④七月九日の暮方に目代師経が館ちかうこそおし寄せたれ今日は日暮れぬあすのいくさとさだめて其日は寄せでゆらへたり露ふきむすぶ秋風は射向の袖を翻し雲井をてらすいなづまは甲の星をかか

やかす目代かはじと思ひけん(鶺鴒川軍)
「暮方」に寄せたために「今日は日暮れぬ」明日の軍と定めたのであり、おりからの大衆の威容に目代は恐れをなして逃げ出すのである。

る。

(175) ⑤既白山神興比叡山之東坂本ニ付給申程有ケレ

⑥白山の神興既に比叡山東坂本につかせ給ふと云ふ程こそありけれ

(鶺鴒川軍)

寛一本は「既に」を「つかせ給ふ」により近接させる。

(176) ⑦頼治郎等放矢被疵者八人矢庭死ルモノ二人

『平家物語』当道系本文異同の意味(山下)

⑧頼春が郎等箭をはなつやにはに射ころさるる者八人疵を蒙る者十余人(願立)

寛一本は、事件としては大きい死者から、小さい負傷者へと順序を整え、その数も八人から十人へと増大している。

(177) ⑨京童部申サシ事後日難成リ給候スラン季来医王山王首傾奉候頼政防奉今日後弓矢道永別候亦神興入奉宣旨背ニ似

宣旨背ニ似

⑩京童部が申し候はむ事後日の難にや候はんずらむ神興を入れ奉らば宣旨を背くに似たり又ふせき奉らば年来医王山に首をかたづけ奉つて候身が今日より後ながく弓箭の道にわかれ候ひなひず(御興振)

「神興を」を先行させることで「入れ」「ふせき」の対象を明確にするとともに、大衆との衝突を避けようとの頼政の本意を後出させることで、そのもの言いの態度を強くする。言説の順序が、表現主体の姿勢を左右する。

(178) ⑪神興此門奉入レヤト申族多撰津堅者豪雲三塔云
ロ一山張本覚敷大衆進出

⑫ただ此門より神興を入れ奉れと云ふ族おほかりけれども三塔一の僉議者ときこえし撰津堅者豪運すすみ出でて(御興振)

「神興を」「豪運」のいずれもが動詞に直接続くことにより文が平明化している。

(179) ⑬或ハ良相公西三条北野天神ノ紅梅殿或ハ具平親王之千種殿這松殿

始^ト昔^ト今^ト名所廿余ヶ所

⑩或は具平親王の千種殿或は北野天神の紅梅殿橋逸勢のはひ松殿鬼殿高松殿鴨居殿東三条冬嗣のおとどの閑院殿昭宣公の堀河殿是を始めて昔今の名所卅余箇所(内裏炎上)

安元の大火に焼失した名所を列挙するのに、親王から天神(道真)を先行させ、以下臣下としての貴族へと順序立てを行っている。

(5) 説話単位の改編成

(180) 屋代本は、「額打論」で二条院の崩御に関し、その葬送の夜、隆憲が葬送を見て「常^ニシ君カ御幸^ヲ今日トエハ帰^ラ旅^ト聞^ク悲^キ」の挽歌を詠じたこと、さらに大宮その人が「此君^ニサへ後^ト奉^ラセ給シカハ聽^ク御出家有^リ」ったことを語る。寛一本はこの挽歌を巻六の高倉院崩御に転用し、大宮の動静については、「額打論」の主題からそれるため語らない。主題への集約が働いていると言える。

(181) 屋代本は、「御興振」で、衆徒の強訴に対し守備の任についた頼政が巧みに衆徒の矛先を「小松殿大勢^ヲ被^レ固^メ候^ヘ」東の陣頭へ向けようとする。そこに撰津堅者豪雲が進み出て頼政を支持する。すなわち頼政が文武両道にすぐれていることを言うために、二条院の時に鶴を退治しその恩賞にあずかる際に、院の「五月ヤミ名ヲアラハセル今宵カナ」の呼びかけに「タソカレトキモ過^トヲモヘハ」と和したことを語る。寛一本は、この頼政の鶴退治の説話を巻四「橋合戦」にて頼政が討死したところに、近衛院の時に鶴を

退治したことを回想する所に同類説話として一括している。巻を越えて説話の位置を再編成したもので、それは単なる語りの上の文体の問題の域を越え、物語構成の方法によるものである。

○小まとめ

以上、語文のとりかえ、敬語の付加など改編部分について検討してきたが、

- (i) 考証が施されている。
- (ii) 露骨な表現を避ける。
- (iii) 順序の整合化をはかり、構文上の平明化を進めている。
- (iv) 和文化を進めている。
- (v) 世評を介入させ、語り手の間接判断を増大させることにより語りの場を拡大している。
- (vi) 語り手の情意表現を加え、同化を進めている。
- (vii) 動物の表現を増大している。
- (viii) 武具の様式化、人名呼称の統一を進めている。

などが指摘できる。それに、語り手の、物語世界への同化と同時に、巻を越えた物語の再編成すら見られるように、単なる語り物としての改編にとどまらない、和文の色彩を濃くする物語への再構成と見るべきであろう。この点、屋代本について見るならば、文体としては説話を基本としながら、その記録、語りの態を基本とする記録の文体と見ることができらるだろう。

六、結論

以上、巻一のみの調査にとどまるが、屋代本から寛一本への本文異同の意味するところを検討して来た。それらは、内容面にわたる異同と、表現面に関する異同とに分けて考えられる。しかも、この両面にわたって、大きく二つの、一見、相反するかに見える方向を示している。

□ 口誦による変化と云うよりは、物語として書く傾向を強める方向。

すなわち、まず内容面から見て、

I 考証による修正の跡が見られる。これは、土俗的な、ともすれば猥雑になりかねない方向とは逆に、規範・秩序の意識が潜在するためであろう。

II 前項と関連して、露骨さをつとめて避ける傾向にあり、王朝志向が強くなっていると言える。

次にこれらが表現のあり方としても見られる。すなわち

III

(1) 説話体よりも、文章としての整序性を強める。

(2) そのために和文化を進め、それも各文章は短文化と構文の平明化を進める。

(3) 集約化を進め、プロットを架橋し物語としての傾向を歩んで

いる。

これらは、上述したように、口誦のみを生成の基盤にしたものとは言えず、むしろ完結した物語文学としての志向を示すものと云えるだろう。しかし、これをたゞちに専ら編著をむねとする物語としての構成と見るには当たらない。すなわち、上述した所とは逆に、

□ 伝承性を媒介、乃至本文成立のあり方とする傾向が顕著になって
いる。すなわち、まず内容的には、

IV 記録性を後退させ、様式性を増している。

これが表現のあり方においても、

V 世評をとり入れ、語りの場の拡大、定型句の採用など、伝承性を増している。

VI 全知視点の拡大により、人物の動きを具体的に再構成し、語り手の情意表現を付加するなど、素材への同化の姿勢を強めて
いる。

この□□の両方向を併せ考える場合、屋代本から寛一本への過程においては、たえず口誦的世界のあり方を意識しつつ、作品としては物語文章としての完結を志向していたと判断すべきであろう。この推測は、本稿の四、『平家物語』と平家琵琶』で推測した平家琵琶としての物語の成り立ちと重なるであろう。当道史の上で、寛一本の制定者、寛一検校が果たした役割とも呼応する。

それでは、語りのテキストとして編まれた、古態に属する屋代本の本文は、どのようにして成り立ったものか。それは上述の寛一本への

変化からある程度、推測が可能である。すなわち、覚一本に比べて、完結した物語としてのあり方は、文体、内容構成面ともに未熟であるが、一方に口誦の世界を基盤としながら、説話の文体を模してテキスト化したと見るべきではなからうか。以上が、本稿で行った巻一本文の検討から言える見通しである。しかし、この見通しについては、さらに巻二以後の、物語全体にわたる検討が必要である。細かい本文の異同は、本稿の巻一の調査により見通しを了えたものとして、続稿では説話単位に、この削除、増補・改編のあり方を考えてみたい。本節の結論は、あるいは修正を迫られるかも知れない。

注

- (1) 小西甚一氏「平家物語の原態と過渡形態」(『東京教育大学文学部紀要』72 一九六九年三月)の命名による。
- (2) 『平家物語の生成』(一九八四年一月)の中、二の2「当道系諸本をめぐる古態の想定」。なお、千明守氏「平家物語『覚一系諸本周辺本文』の形成過程(上)」「国学院雑誌」一九八六年五月、六月)が統計学的観点から、渥美かをる氏の過渡本文説を批判している。
- (3) 『日本文学研究資料新集 7 「平家物語——語りと原態——」解説』一九八七年五月。
- (4) 『平家物語諸本の研究』一九四三年八月。
- (5) 『平家物語八坂流初期諸本について——屋代本をめぐって——』『国文学論叢』6 一九五七年二月および注(2)の拙考。
- (6) 屋代本の本文引用は佐藤謙三氏の編になる写真版による。()内は、朱による。佐藤謙三・春田宣両氏の桜楓社版翻刻本をも参照した。句読点は省略した。
- (7) 注(4)の著、九五ページ。
- (8) 山内潤三・木村晟両氏編の影印本による。
- (9) 『中世文学の展望』(一九五六年十月)一〇六ページ。
- (10) 注(9)の著、一二三ページ。
- (11) 注(9)の著、一〇八ページ。
- (12) 『平家物語の基礎的研究』(一九六二年三月)。
- (13) 『統平家物語諸本の研究』(一九七八年九月)は、山田孝雄、渥美かをる、富倉徳次郎三氏を批判する形で、「屋代本は八坂流甲類の一本として、百二十句本、平松家本と兄弟関係にある伝本と認むべきである」(二五一ページ)としている。
- (14) C.M. Bowra の "Heroic Poetry" (1966) の VI. The Technique of Composition
- (15) 『平家物語の「語り」再考』(『軍記と語り物』21号 一九八五年三月)
- (16) 栃木孝惟氏「文学の方法としての「語り」——保元物語を対象として——」(『常葉国文』7 一九八二年六月)が、いち早く、この見通しを立てている。
- (17) 『阿賀北ごぜとごぜ唄集』(新発田市民俗資料調査報告書 一九七五年十月)一五二ページ。
- (18) 注(17)の著 一六〇ページ。
- (19) 『座談会、平家琵琶の心』(『解釈と鑑賞』一九八二年六月)二〇ページ。
- (20) 日本コロンビアレコード「盲僧琵琶の音楽」に関する鹿田治子氏の採譜によると、般若心経・荒神経音読・荒神経訓読・三宝荒神和讃・琵琶の釈・荒神神呪経・八臂荒神経訓読などが並奏型で、くずれ「酒餅合戦」くずれ「鯛のむこいり」などが合の手型である。もっともくずれ「心だに」並奏型なので、断定はできないけれども、あるいは、古くは表奏としての経読みは並奏型で、くずれは合の手型だったのかも知れない。
- (21) 水原一氏「平家物語(一)——語り物、その生誕——」(『軍記物語の展

開』(一九八七年三月)は、「木曾最後」の「最後の一瞬」を、その直前まで捨て語りながら、このクライマックスを白声で語る不思議さから、むしろ「そういう不思議な歌い声の方が、かえって中世の平曲の姿を伝えている」のではないか、「那須与一」の見事な歌い方は、「おそらく近世末期ぐらいの非常に洗練されたのが現在も残っている」とする。検討すべき課題であるが、これは内容面からの考察を併せ行う必要がある(過去の拙稿でもこの点は留意したつもりであるが)であろう。改めて考えてみたい。

(22) 覚一本の本文は日本古典文学全集本により、句読点は、屋代本との比較の都合もあり省略する。() 内の出典句名も覚一本による。㊦は屋代本、㊧は覚一本を示し、冒頭の番号は、整理のために付す。

(23) 説話態の一形式である。山下『愚管抄』の表現』『中世文学』31 一九八六年五月

(24) 山下『平曲の芸能性と文学』(『軍記物とその周辺』一九六九年三月。『軍記物語と語り物文芸』再録)